



しまね ミュージアム協議会 共同研究紀要

第2号

Shimane Museum Association

しまねミュージアム協議会

目 次

松江、木工・漆工芸史の一側面 一二代小林幸八の仕事一 田中和美・藤間 寛・三宅博士	1
出雲国意宇郡山代郷南新造院跡と出雲郡大寺谷遺跡の同范瓦について 花谷 浩・高屋茂男	19
古代出雲における紙生産について ～出雲国府跡出土漆紙文書の分析と紙漉体験を通して～ 安部己団枝・澤田正明・高橋 周・高屋茂男	39
しまねミュージアム協議会規約	47
平成23年度加盟館一覧	48
しまねミュージアム協議会共同研究紀要投稿規定	49

松江、木工・漆工芸史の一側面

—二代小林幸八の仕事—

研究代表者

田 中 和 美

(松江市立八雲郷土文化保存伝習施設)

共同研究者

藤 間 寛

(島根県立美術館)

三 宅 博 士

(松江市立出雲玉作資料館)

はじめに

P. 2

1. 資料と収集の経緯

P. 2 ~ P. 4

2. 資料の概況

P. 4

3. 初代幸八と安達真市の略年譜

P. 4 ~ P. 8

4. 資料の観察

P. 8 ~ P. 10

5. 刻印と署名について

P. 10 ~ P. 12

6. 刻印と作品

P. 12 ~ P. 13

7. 小林幸八の道具とその意義

P. 13 ~ P. 17

はじめに

大名茶人として知られる不昧ゆかりの地である松江は、茶道に関する陶工や漆工、木工に関わる工人の活躍が知られている。不昧は藩政の改革後、藩財政が安定すると、美術工芸の奨励と庇護に努め幾人もの名工とされる人物を輩出した。

しかし、これらも含め、名工とか名人といわれる人の足跡は様々な逸話に彩られていながらも、その実態は明らかではない例が多い。例えば不昧の庇護を受けたとされる小林如泥、石見根付けの草分けとされる清水 嶽の足跡、についても同様である。そのような傾向は近代に入っても同様である。

今回取り上げようとする二代小林幸八もしかり、また彼が師事したとされる初代小林幸八にいたっては出生地が鳥取県であるという以外、生れた年さえ知られていない。

清水については、地元での長年にわたる尽力をもってしても、前半期の足跡はその輪郭さえ捉え難い状況である⁽¹⁾。如泥、幸八について先学の努力にも関わらず際立った成果とはなっていないのが実情といえよう。わずか100年も経ない郷土人の足跡が、不詳であることは情けない思いがつのるのである。

しかし、松江市八雲町の熊野大社前にある松江市八雲郷土文化保存伝習施設（以下八雲郷土文化会館）には、市指定有形民俗文化財として二代小林幸八（本名・安達真市）の木地師道具一括が保管されている。

本資料は旧八雲村当時に収集されたもので、平成16年3月31日付で指定文化財となって保管されていることは幸いである。

執筆者の一人である三宅がこの存在を知ったのは、平成10年頃、八雲町在住の稻田治夫からの情報によるものである。稻田は関係者から棗など茶器類の実測図をコピーで入手し、それらをファイルしていたのであった⁽²⁾。それらは膨大な資料の一部であったが、きわめて興味深い内容で占められていた（図1）。資料の内訳は、原木や加工途中のもの、道具類、輻轤、研磨材、型紙などの他、書簡類など多岐に及ぶものである。

ところで、安達の遺した資料群の中に、松江藩の塗師棟梁の家系として知られる小島家との関りがある書簡等が含まれていた。そこで、ここに小島家の概要を記しておくことにする。

初代は京都烏丸で塗師を業とした堅地屋清兵衛の次男であったが、松江藩初代松平直政が信州から松江に入国した

翌年の寛永16年（1639）に、松江藩塗師棟梁として招かれたとされる。以後漆塗りの家業を継承、小島清兵衛を名乗る。小島家五代のときが、冒頭でふれた松平不昧が藩主の時代であった。

不昧は清兵衛の才能を称え「漆壺斎」の号を与え、以来小島家は、漆壺斎を襲名し、当代は七代となっている⁽³⁾。

先学の解説によれば、初代及び二代幸八については、初代幸八が四代小島漆壺斎（嘉永5年〔1852〕～昭和4年〔1929〕）、二代幸八が五代小島漆壺斎（明治18年〔1885〕～昭和25年〔1950〕）の木地師として仕事をしたことが説かれている。今回対象とする資料群は、後者の二代幸八に関わるもので、先学の追究の延長線上にあって、その存在は松江の工芸史の一側面を示す資料と考えられるものである。以下紹介も併せ、その持つ意義にもふれることにする。

今回は1. 資料と収集の経緯、2. 資料の概況、3. 初代幸八と安達真市の略年譜、4. 資料の観察、5. 刻印と署名について、6. 刻印と作品、7. 幸八の道具とその意義の順で紹介することにしたい。

本文の記述で、二代小林幸八については、初代小林幸八との煩わしさを避ける意味からも、特別な場合を除き「安達」と表記することとする。

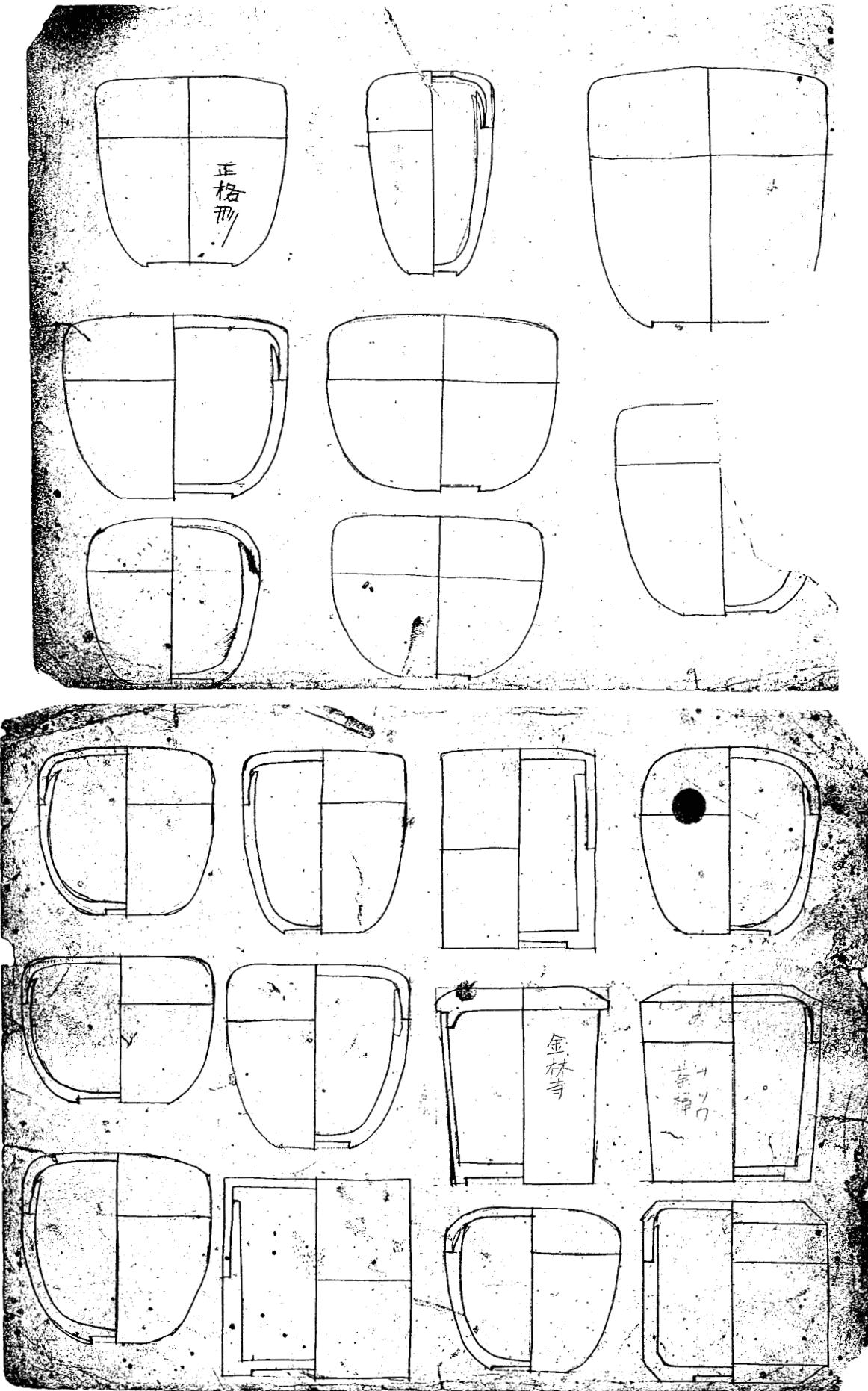
1. 資料と収集の経緯

八雲郷土文化会館に、今日安達の資料が保管されるに至る経緯について記しておくことにする。

以下は昭和63年当時、八雲村教育委員会職員で施設の企画展示にも関わった前田司からの情報をまとめたものである。同会館では、昭和62年から当地ゆかりの人物を取り上げ、地域に残されている資料等を調査整理する中から、それらを紹介する企画展が開催されてきた。昭和63年10月には、その第2回目の企画として、木地師としてその名が知られる二代小林幸八を取り上げることとなった。

そこで、当時の館長安達進が八雲村熊野の安達真市の実家に出向き、企画の主旨と資料借用の協力を依頼した。安達家からは、材料や未成品、道具類など必要であれば寄贈する旨の申出があった。これらは、所属時期や使用者が特定できる類例の少ない資料と考えられた。

寄贈を受けた資料とともに、地域の所蔵者の協力を得て多くの作品と併せて『特別展 二代小林幸八展』が開催された⁽⁴⁾。開催期間中には地元はもとより県内外から多くの来館者があり、幸八に対する関心の深さが実感されたと



(図1) 茶器実測図

いう。

企画展終了後、八雲郷土文化会館で、寄贈を受けた資料の一部を継続して展示公開しつつ、平成12年から当時の八雲村教育委員会職員川上昭一を中心にして資料の調査整理が開始された。まず実測・撮影を行い、一点一葉にカード化され、平成16年3月31日村の有形民俗文化財に指定され、平成17年3月31日松江市との合併に伴い松江市指定文化財となり現在に至っている。

2. 資料の概況

工具類・未成品・書簡類などが保管されている。その内訳は以下のとおりである。

1. 工具類	263点
2. 輓轆	2点
3. 成品	28点
4. 未製品	622点
5. 素材	453点
6. 木型・定規類・図面	137点
7. 書簡	60点
8. その他	306点

計 1,871点

これらについてはカード化されているとはいえ、その後検討は行われておらず、今後整理を進める過程で現状の点数を変更せざるを得ない場合も生ずると予想される。これについては、本文の主たる目的ではないので、今後改めて取り組む必要があるといえよう。

本文中に示す資料について、後日現物と照合する必要もあることを予想し、指定時の整理番号を併記することにした。

3. 初代幸八と安達真市の略年譜

安達の経歴を示す刊行物は意外に少ない。管見に触れたものを示し、その中から木地師となる足取りやその環境を追ってみることにしよう。

昭和52年4月、島根県立博物館で「物故作家顕彰シリーズ『近代島根の名工展』」が開催され、同名の解説図録が刊行された⁽⁵⁾。初代小林幸八については、

「小林幸八　～大正9（1920）　松江市

初代小林幸八は鳥取県の生まれで、中年になってから松江市に転住し、八軒屋町に住み、小椋堂あるいは小椋左近

とも言った。堂々たる体格の持ち主で、四代漆壺斎（しっこさい）の木地師をしていたが、如泥の三つ組みの木杯を見て感奮興起し、大いに技を磨き明治時代の轟轆（ろくろ）名人といわれている。しかしその陰には、貞節な妻菊さんが苦しい家庭をうまく切り回したばかりでなく、当時の綱引き回し轟轆の綱引きをするなど、内助の功の大きかったことを忘れてはならない。初代幸八は各種の展覧会に出品して有効賞を受けているが至極薄手づくり、はぎあわせ物は、彼の独創として定評のあるところで、喰籠（じきろう）、香合、盃などの作品が多い。」としている。

続いて二代幸八については、

「八束郡八雲村熊野の旧家に生まれ、幼時から細工物に非常な興味をもっていたが、轟轆の道にはいるいとぐちとなつたのは、広島師団へ入営中にあるらしい。帰郷後は、初代幸八について轟轆を習い、その神髄を会得して二代幸八を襲名した。作品には、盆、蓋物、棗、香合などがあるが、特に得意とするところは二重張り棗で、初代幸八よりさらに薄手に仕上げている。また盆の縁に僅かに感じられるすべり止めなどもその一つといえよう。茶道、生け花、書にもひいでた才を見せた。日本画家安達不伝の実父である。本名を安達真市という。五十八歳没。」としている。

次いで伊藤菊之輔著『島根県人名事典』〔昭和55年〕には初代小林幸八とともに、二代目幸八の件について簡単に記されている⁽⁶⁾。初代幸八についての項では

「小林幸八　～大正10（1921）没　ろくろ師　幸八は鳥取県生まれで中年になってから松江に転住した。堂々たる体格の持主で、小椋堂または小椋左近とも称した。」

として、松江藩主松平不昧の庇護のもと作品を遺した小林如泥の三つ組みの杯をみて発奮したとされる。

二代目幸八については、

「安達真市　明治11（1878）～昭和12（1937）（熊野）ろくろ師　二代目幸八は八束郡八雲村熊野出身である。幼時から細工物に非常な興味を持っていたが、たまたま騎兵として広島師団に入営中、宮島に遊び、宮島細工に興味を覚えたので、余暇を利用してろくろ細工の手ほどきを受けた。帰省後初代幸八についてろくろを習い、その神髄を会得した。初め安来に工場を設けて盛んに製作をしたが、晩年は自宅に帰って製作を楽しみながら好きな道に精進した。得意は二重挽なつめで、初代作よりもさらに薄手なので珍重されている。享年六十才。（安達不伝氏報）」

『島根県大百科事典』上〔昭和57年〕の「あだちしんいち安達真市」の項にも同様な記述がみられる⁽⁷⁾。

伊藤が、記事の末尾に（安達不伝氏報）と記したように、この文末には二代幸八（安達真市）が松江在住の日本画家

安達不伝の実父であることが付け加えられている。

『島根の工芸』島根県立博物館〔昭和62年〕は島根県下の美術工芸作品を網羅的に取り扱った写真集⁽⁸⁾で、初代幸八について

「小林幸八　～大正9年(1920)

初代小林幸八は、鳥取県の生れで、中年になってから松江市八軒屋町に転住し、小椋堂あるいは小椋左近ともいった。四代漆壷斎の本地師をしたが如泥の三つ組の木杯を見て発奮し、大いに技をみがいたといわれている。また妻菊の内助の功も大きく、苦しい家計の切り回しはもとより、当時の綱引き回しロクロの綱引きもしたという。至極薄手づくりの作、松皮と梅または竹のはぎ合せ物は幸八の独創として定評あるところで、喰籠・香合・盃などの作品が多い。また、各種の展覧会に出品し、有功賞をうけている。」と紹介し、

二代小林幸八である安達については

「小林二代幸八　明治11年(1878)～昭和10年(1935)

八東郡八雲村に生まれ、幼時から細工物に興味にもっていたが、輶轄の道に入る糸口となったのは広島師団入営中に宮島細工を見て以来という。帰郷後は初代幸八について輶轄を習い、二代幸八を襲名した。作品には、盆・蓋物のほか、棗・香合などがあるが、とくに、得意とするところは二重張棗で、初代幸八よりさらに薄手に仕上げている。また、盆の縁にわずかに感じられるすべり止めなども施されている。茶道、生け花、書にも秀でていた。日本画家安達不伝の実父である。」と記している。

その後、平成に入って『安来市誌』下〔平成11年3月25日の第4編 教育文化 第八節 二 木工〕で僅かに取り上げられている⁽⁹⁾。

「ろくろ師(曲物工)名人といわれる人に、安来八幡町の二代目小林幸八(明治・大正・昭和)があった。盆・椀・棗などの日常用具の制作で、特に幸八の腕のさえは棗に光っていた。明治以降に彼を凌ぐ者なしといわれ、至妙の技術者であった。その作品は昭和の民芸研究家に着目された。」と略歴が紹介されている。

かつて『安来市誌』掲載内容に加え、さらに詳細を聞くために、執筆者の廣江昭巳に問い合わせたが、これ以上の情報は持っていないとのことであった。

このように、安達の安来での足取りは全く不明であったが、今回当資料を見ていくと、小さな木箱の蓋の表に墨書きで「能義郡安来 安達真市様」と記されているものがあった(図版1-1)。これは安来在住の安達真市宛に発送された小包用の木箱が作品の収納箱に転用されたことにより、偶然遺されたものと判断された。しかし彼の安来在住

期間はやはり不明である。安達がどのような経緯で輶轄の技を身に付け、作品をとおして世に知られるようになるのか、この点は先に挙げた解説文にみられるものの漠然としたもので、いずれも以前の解説文に若干の変更がなされたにすぎない。したがって安達の活動の開始時期を明らかにしたものはないというのがこれまでの実情であった。

そのような中で、きわめて興味深い資料が存在していた。これは本人直筆で、安達が「松皮棗」を展覧会に出品した際に添えられたと推定されるもので、「はじめに」でもふれた稻田のファイルに収められていたA-4サイズのコピー2枚である(図2)。

これは、「解説書」と記されており、安達が出品した棗の見どころを主張するための添書(以下「出品添書」と推定される。書きだしの「解説書」の下方に後に別人によって書き加えられた「本人筆」の文字が認められる。

ところで、この「出品添書」の原本は、稻田がコピーを入手した後、所在不明なっており、内容を確認できるのは、稻田の手許にあるコピーが唯一のものである。

その内容は以下のとおりである。

解説書

(一) 品名

松皮棗

(二) 出品者住所氏名

島根縣八東郡熊野村 安達真市

(三) 沿革

小堀遠州公時代同公ノ好ニ依リ松皮ヲ以テ香合又ハ棗類ヲ造リ其内面ニ繊漆ヲ施シタルモノ行ハレ近代松江市挽物名工ノ誉ヲ博セシ小林幸八翁之ヲ工夫シ内面ニ繊漆ヲ施スコト二代ユルニ櫻材ヲ嵌メ入ルルコトヲ創始シ全翁在世中最得意作品ノ一トセリ本作者ハ全翁ニ師事スルコト多年ニシテ此ノ松皮張ノ製作法ヲモ習熟シ現ニ製作シツツアリ

(四) 出品物ノ特色及審査請求の主眼点

本品ハ師初代幸八ノ最得意トセン作品ヲ模作シタルモノニテ松皮ヲ繰リタルモノヲ外皮トシ櫻材ノ繰リタルモノヲ其内ニ嵌メ入レタルモノニシテ外側ノ松皮ハ其ノ質脆クシテ輶轄加工ノ際動モスレバ其皮層分裂シ易キニ拘ラズ之ヲ滑澤ニ挽キ上ケルノ点、印籠口ノ盼合工合右盼部ノ輻輪ノ纖細ナル点並ニ輻輪ト松皮トノ取り付工合ハ作者ノ最苦

解說言

六人集

(図2) 出品添書

心ト熟練ヲ要スル点ナルト又大体ニ於テ本品ノ如キ抹茶器類ハ全体ノ恰好宜ニ適ヒ一種ノ気品ヲ備フルヲ要シ此点ニ就テハ作者ノ頗ル苦心ヲ要スル所ナリ

(五) 採取産出加工法方ノ概要

外面松皮ハ厚皮質ノ大松樹ヨリ皮ヲ剥キ取り乾燥セシメタル上之ヲ輶轎細工ニテ繰り内面ノ櫻材ハ良質ニシテ貯蔵久シキニ互リ充分乾燥セルモノヲ用フルノ外特ニ記入スヘキコトナシ
□製作品□精□□□□二　従ヒ代□借少ノ歪狂ヲ生ズルモ其価値ニ影響スル所多大ナルニ櫻材ハスク材料ヲ選擇スルト□尚動モスレハ氣候の變化ニ伴ヒ多少ノ歪狂ヲ生シ易キヲ以テ作者ハ此材料選定ニハ常ニ苦心スル所ナリ

(六) 最近三ヶ年間ノ生産高

棗其他ノ茶器用挽物類　一ヶ年平均　千円内外

(七) 用途

抹茶用

(八) 價格及び販路

一ヶ參拾円　販路　松江市及地方並東京、大阪、方面

(九) 原料及其產地

松皮、櫻材地方ノ產

(十) 徒前ノ主ナル受賞

有功三等賞銅牌　明治四十三年四月
於大日本産業博覧會受領
進歩三等賞銅牌　全　四十四年四月
於第二四産業博覧會受領
進歩三等賞銅牌　全　全　年八月
於内國共產品博覧會受領
二等銀賞　　全　四十五年四月
於金刀比羅宮三百年祭記念博覧會受領
有功賞　銀牌　大正　元年十月
於大日本共産博覧會受領

(十一) 出品人の経歴

明治三十五年ヨリ宮島ニ於テ輶轎細工ニ従事シ、明治三十七年ヨリ大正九年松江市挽物名工小林幸八（初代）死亡迄ハ全氏ニ就テ指導ヲ受

ケ棗、香合、茶盆、茶托、菓子器等主トシテ茶器類ノ製作ニ従事シ全氏死亡後其ノ遺妻ノ許可ヲ得テ師名ヲ襲名シ二代幸八ト称シ至業ニ従事シ今日ニ到ル

(十二) 前各号ノ外審査ヲ受クルニ必要ト認ムル事項

ナシ

と記されている。

この「出品添書」の下方に記された「本人筆」は安達家に出向き、資料出展を依頼した時点での書き込みである可能性が高い。

さて、本人直筆の「出品添書」である、この簡潔な文章はこれまで知られなかった重要な事柄が含まれている。この内容から、これが書かれたのは初代幸八の没後、師の未亡人に襲名許可を得た後であること、つまり大正9年以後のことであることは明らかである。

これは本人直筆とされるが、一応彼の確実な直筆にあたっておく必要があろう。

その確認可能なものとして、展覧会出品用の作品を納める木箱の墨書がある。後に示す幸一 - 1908・1142などがそれである（図版1-2～4）。この墨書は、先に紹介した「出品添書」の筆跡と特徴が一致し、同一人物のものとみてよいであろう。

そこでこの「出品添書」を参考に、従来の二代幸八（安達）の経験に併せ交渉があった関係者の生没年なども整理してみることにしよう。

◆安達真市・○四代漆壺斎・▽五代漆壺斎
●安達不伝・▼大谷歡到

◆明治11年（1878）に八東郡八雲村熊野に生まれる。

○明治15年（1882）四代漆壺斎、襲名

▽明治18年（1885）後に五代漆壺斎となる、幼名久次郎生まれる。

◆明治35年（1902）安達真市・24歳、広島県宮島で輶轎に従事。

◆明治37年（1904）安達真市・26歳、島根に帰省し初代幸八に師事。

◆明治43年（1910）安達真市・32歳、大日本産業博覧会出品。

●明治44年（1911）安達不伝熊野村に生まれる。

▽大正7年（1918）四代の病氣のため、五代漆壺斎襲名。

◆大正9年（1920）安達真市42歳、初代幸八没。初代の妻に許可を得、二代幸八を襲名。

○昭和4年（1929）四代漆壺斎没。（四代漆壺斎は晩年約8年間作品制作なし）

▼昭和5年(1930)大谷歓到京都から帰省し、安来で制作を始める。

◆昭和10年(1935)安達真市〔二代小林幸八〕没。享年57歳。

安達が初代幸八に師事したのは明治37年から、師匠の没年にあたる大正9年まで、つまり26歳から41歳までの15年間である。したがって襲名が師匠の没年の直後の42歳の時として、安達の没年である昭和10年までの15年間が二代幸八の時代ということになる。

二代目襲名は、彼の人生にとって画期的なことであった。つまり島根に帰省して初代に師事した年月と、その後の二代幸八としての活動期間は、ほぼ等しく、彼の輶轄人の折り返し地点であったと言うことができよう。

安達が自ら明治43年に大日本産業博覧会に出品したことを見ていることから、この時期から木地師として公の場に出るようになったとみることができよう。

ところで、『島根の工芸』では初代幸八が松江市八軒屋町に住んだとしている。広島から帰省した安達がどのような形で師事したのであろうか。

一般的に弟子入りは、師の工房に住み込みあるいは近くに間借りして、師の身の回り一切を補助する形で雑務をこなし、その中で技を盗むという方法が推定される。

安来から松江八軒屋町への通いという考え方もあるかも知れないが、その方法で前述の子弟形態をとることはかなり無理がある。師の下で時間の多く過ごさねばならないとすれば、安来にも工房を持ち二又をかけることは不可能となる。本人が記した「出品添書」を見る限り、安来在住の期間を挿入する余地が無いようにみえ、これをどう理解するかという問題が生じるのである。

前にもふれたように、資料の郵送用木箱の表書きが存在する以上、安達が安来に在住したことは動かし難い事実である。また『安来市誌』は安来における住まいを「安来八幡町」という具体的町名をあげており、さらに『島根県人名事典』には「初め安来に工場を設けて盛んに製作をした……」とし、これが実子「安達不伝報」となっていることから、その情報の信憑性は高いと考えられる。

ところで、安来市八幡町の近く大市場には、漆芸家の大谷歓到の工房が知られるが、両者の関係はどうであろうか。

しかし大谷が京都から安来に帰省するのは昭和5年⁽¹⁰⁾ごろで、しかも彼の木地は京都から仕入れたとされる。たとえ安達と大谷が島根県で交渉をもったとしても、熊野の工房を確立した安達の晩年の5年間という僅かな期間でし

かない。となると安達が安来で輶轄を回したのは『島根県人名事典』が「初め安来に」と記すように、広島から帰省直後の初代幸八に師事するまでの極めて短期間であったということであろうか。

試みに電話帳によって市内の「安達」姓をみると、約50軒を数え比較的に多い姓である。安来市内に親族でもいたのであろうか。いずれにしろ、安達が安来で輶轄を回す必然性は何であったのか興味深いところである。

4. 資料の観察

1) 抽出資料について

収蔵資料は、はじめにふれたように膨大な量であり、全体を短期に把握することはもとより不可能である。そこで安達と初代幸八の関係を反映しているもの、あるいは確実に安達の作と考えられるものを抽出して紹介するとともに市指定文化財以外のものも参考に供することにした。

1. 工房の看板(幸-1899)

当資料群の中に安達の工房の看板が遺されている。径59.7cm、厚さ2.5cmの正円形で、両面とも細かな凹凸が著しい変塗りが施されている。木地は側面の木口の観察から、櫻と考えられる(図版1-5~9)。

A面には右に「小椋堂」、中央にやや大きく「輶轄師」、左に「二代 小林幸八」と黒漆で記す。小林幸八の文字の下層には、やや中央にずれた位置に「小林幸八」と記されていた痕跡がみられる。下層の文字に漆は全く存在せず、遠眼では判読は不可能である。

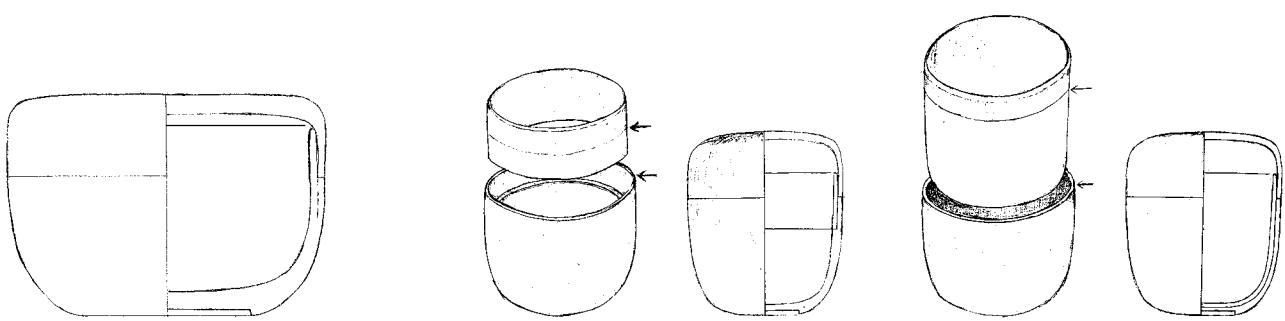
下層の文字の漆は、いずれも故意に除去されたものと推定される。

この面の「二代」の文字は他のものと比較すると稚拙な感じがする。「師」と「八」の間の下層には朱漆らしい色が認められる。

B面もA面と表記は同様であるが、「小椋堂」と表記されている下層には、やや中央に寄せて「御好次第」の文字があったことが読みとれる。この4文字も漆は存在せず、故意に除去されたものと判断される。

A面の「二代」があたかも後で加筆されたかのように見えるのに対し、この面の漆は定着している。そしてその下方には小林幸八の表記に重ねるように下層に全く漆が残存しない「小椋 幸」の文字が確認できる。その下方に一字分の余白はあるものの、「八」の文字が確認できない。その余白の下に花押のような表現の痕跡がみられる。

これらの新旧2層の表記以外に、A面の変塗りの下層に



(図3) 梗 $\frac{1}{2}$ 実測図 及び 梗構造模式図

構造 A

構造 B

僅かに見える朱色の漆の存在は、この看板が少なくとも3度書き変えられたことを示している。これは安達が二代幸八を襲名する以前に改変された可能性も大きい。

2. 梗 (図3-1) (幸-1)

口径8.4cm、高さ5.7cmの梗である。材は桑で、表面は複雑な杢目が展開する。合口は身に1.3cmの立ち上がりがあるにも関わらず、外面の杢目は蓋、身ともに一致している(図版1-10~11)。

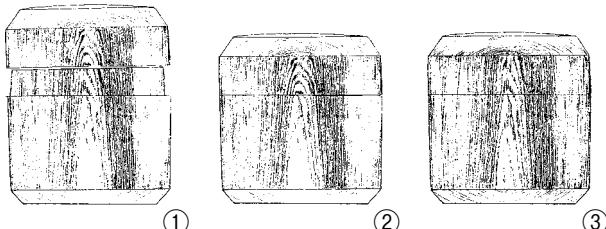
内面は黒色の漆が塗布され、その後研磨が施されたままとなっている(図版1-12)。

この複雑な杢目が合口線を介し、上下の杢目が互いに一致していることは、注目に値する。

この点に木地師としての工夫がみられる。これを島根県立美術館蔵の面取梗をモデルとした模式図(図4)で紹介しておこう。

①は梗の身、立ち上がり部を別木で挽き出し、外面を木地仕上げとする場合を示している。必然的に立ち上がり部の距離分だけが杢目のずれとなって、身と蓋の合口における杢目の不一致という現象が生ずる。これを示すのが(図4②)である。蓋と身の木目の不一致という現象を回避するために考案されたのが、(図3)に示す構造A・Bの二種の方法である。つまり立ち上がり部を別木で製作し、嵌めこむ手法である。

A・梗の立ち上がり部を別木で短い筒状に挽き出し、身に嵌めこむ手法である。



(図4) 梗外面の杢目の状況模式図

B・立ち上がりから内底までを一体とする内容器を挽きあげ、それを楕円形の梗の身(外容器)に、矢印の部分から下を嵌めこむ方法である。

Aの方法を採用して、外部の杢目が一致したとしても、内面が白木のままでは、梗の内面の拝見の折、別木で製作した立ち上がりの下方の継ぎ部分がみえてしまう。(図版3-5・9) この難点を解消しようとしたのがBの方法である。

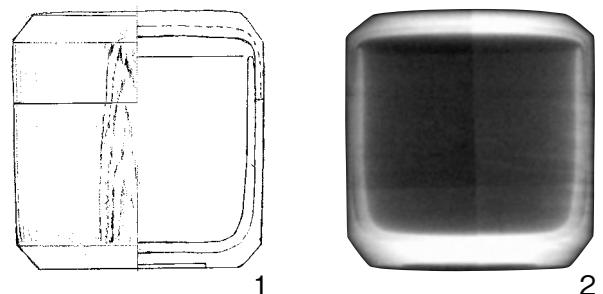
このBの方法は、安達が「出品添書」にも記したとおり、初代小林幸八が得意した二重貼梗の構造である。

島根県立美術館蔵の面取梗は模式図(図4-3)に示すように外觀は身・蓋とも互いに杢目は一致している。しかも内面は拭き漆となっており、継ぎ目が認められないことからBの方法であると想定されるところであった。念のため、X線透視によりその構造を明らかにしたいと考え、島根県立古代出雲歴史博物館の澤田正昭の手をわざらわして行った。結果は(図5-2)に示すようにBの方法であることを確認した。

さて、以上の確認事例を参考にすると(幸-1)はどの方法によるのであろうか。実はX線解析を試みたが、映像で明確にすることができなかつた。器厚の状態からAの方法が採用されたのであろうと推定される。

3. 煙草入(図6-1) (幸-761) (図版2-1~2)

1 身は松皮⁽¹¹⁾を平餅形に挽き、外径8.7cm、高さ1.7cmと



(図5) 鉄刀木面取梗(雪吹形梗) $\frac{1}{2}$ 実測図とX線透視映像

して、上面中央に径5.8cmの口を設ける。内割りは深さ1.5cmとなっている。外底部は未調整で高台状の段差が残る。

蓋は若干の甲張りとなっており、上面に身と同様な松皮が被せられている。蓋の内面は桜材で、中央に径1cmの平玉形の摘み状突起が挽き出されている⁽¹²⁾。蓋は模式図に示す、蓋Aである。

この煙草入の使用方法は、後述する(図6-4)民-1161-1を参考にすると蓋内面の摘み状突起を紐で縛り、紐の両端を身の側部に明けた2孔から外に向けて通し、根締めでしめると蓋と身が閉じることとなる。本資料は未だ胴部に2つの小孔があけられていない状態である。この使用方法や構造は(図6右の蓋取付け模式図)に示したおりである。

2 煙草入蓋(図6-2)(幸-677)

(幸-761)の蓋と同形のもの。やや分厚く挽き出され、材は桜で上部は松皮で覆う。上部には円板状の段差がみられる。完成品でないことを示す。

3 煙草入蓋(図6-3)(幸-696)

1とは異なる形態の煙草入の蓋で、図の上段が外面、下段が内面を示す。桜材を円板状に挽き出し、縁に段を作。使用例としては模式図に示す、蓋Bである。

4 煙草入(図6-4)(民-1161-1)

本品は市指定文化財に属するものではないが、同施設内に

収納されるもので、旧蔵者は八雲町内居住の人である。

身・蓋とも黒柿材を用い、材質と蓋の内面の紐の取り付け方法が異なるものの、形態、寸法がほぼ一致すること、細部の面取りなどから、刻印等は認められないが安達の制作として間違いないと判断される。本資料は蓋裏の紐掛け部分は、鼻グリ状になっており、この部分だけを幸-761と比較すると、技術的な見劣り感は否めない。本資料の改良形が前記した蓋A幸-761であろうと考えられる。

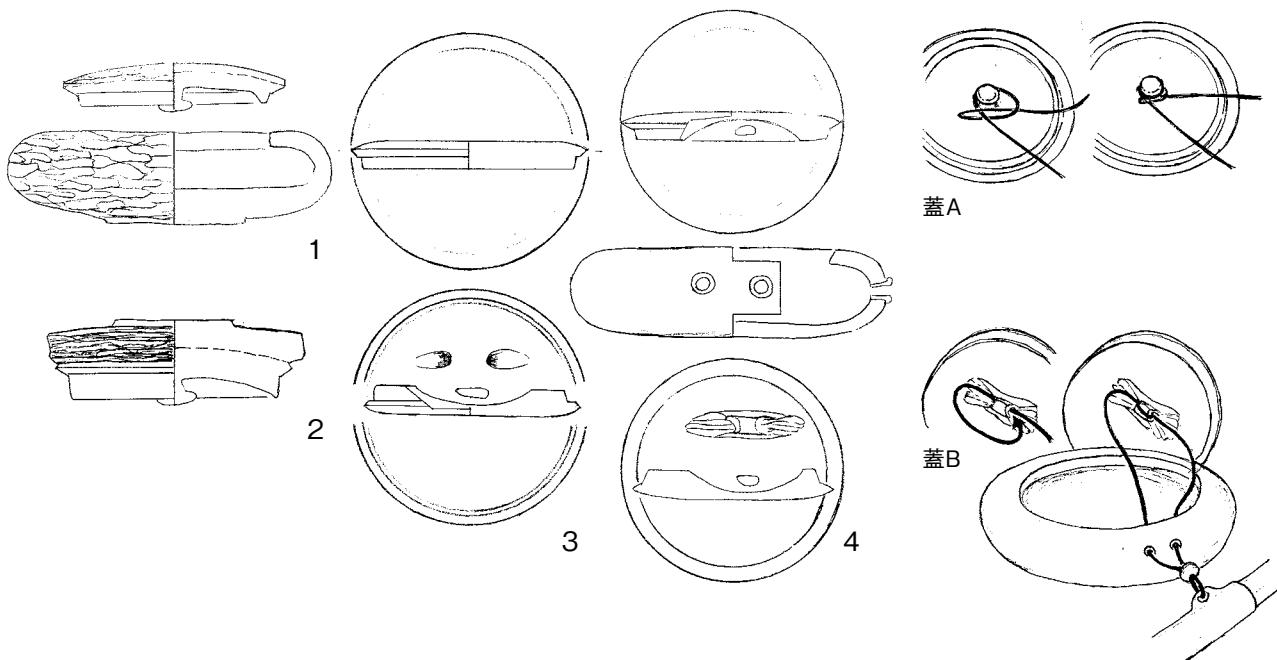
つまり幸-761が蓋内面中央に摘み状突起を、桜材で挽き出しているのは、松皮に鼻グリ状の紐通し孔では耐久性がないこととともに、先代が得意とした二重貼の技を示したいという理由によるものであろう。

煙草入の蓋の形態には、二種があるが、鼻グリ状の蓋の未製品(幸-696)が、資料群の中に見出せるので、簡易なものとして量産されたのであろう(図版2-3)。

5. 刻印と署名について

安達が遺した資料の中に若干、刻印や署名が認められた。これらは作品の作者や制作年代などの手がかりとなると考えられるものである(図7)。

刻印があるものは、幸-807・850・789・784・848・849・865である。刻印はいずれも縦0.6cm、横0.4cmの瓢箪形の囲み内に「幸」の一文字を配すもので、今のところ確認したのはこの一種類のみである(図版2-4~7)。



(図6) 煙草入½実測図

蓋取付け模式図

1 円柱状品(図7-1)(幸-807)

縦木取りの高さ7.3cm、径4.82cmの円柱形品である。基部は径5.6cmで、やや太目の段が挽き出されている。側面はほぼ垂直に立ち上がり、上面は平坦となっており、側面と接する上面端は丸面取りで仕上げられている。印の握りを連想させる木製品である。上面木口に6個の刻印が認められ、試し打ちであろうか。材は芯持材で広葉樹である。下段裏面は挽き痕が残る。ペンのような筆跡で「八第二一号」と記されている。なお、第7図中の刻印部分は実寸で示した。

2 茶托(図7-2)(幸-850)

横木取りの径11.2cm、厚さ2.7cmの盃形の製品で、桑製であろう。逆「ハ」の字状に開く上部と、高さ0.9cm、径5.45cmの高台から構成される。高台内部は深さ0.6cm割り込まれている。高台内面に「幸」の刻印がみられる。上面は全面鋸目痕が見られ、中央に4点の爪痕が残る。センターを求めたとみられる鉛筆書きの十字がある。

3 茶托(図7-3)(幸-789)

横木取り、桑製の茶托の完成品である。幸-850と外形は同形の品で、径11.2cm、厚さ2.58cmとなっており、上面

は中央に4.58cm、深さ0.25cmの割り込みがある。全体に器肉は0.2cmと薄い。高台内面に「幸」の刻印がみられる。

4 茶托(図7-4)(幸-784)

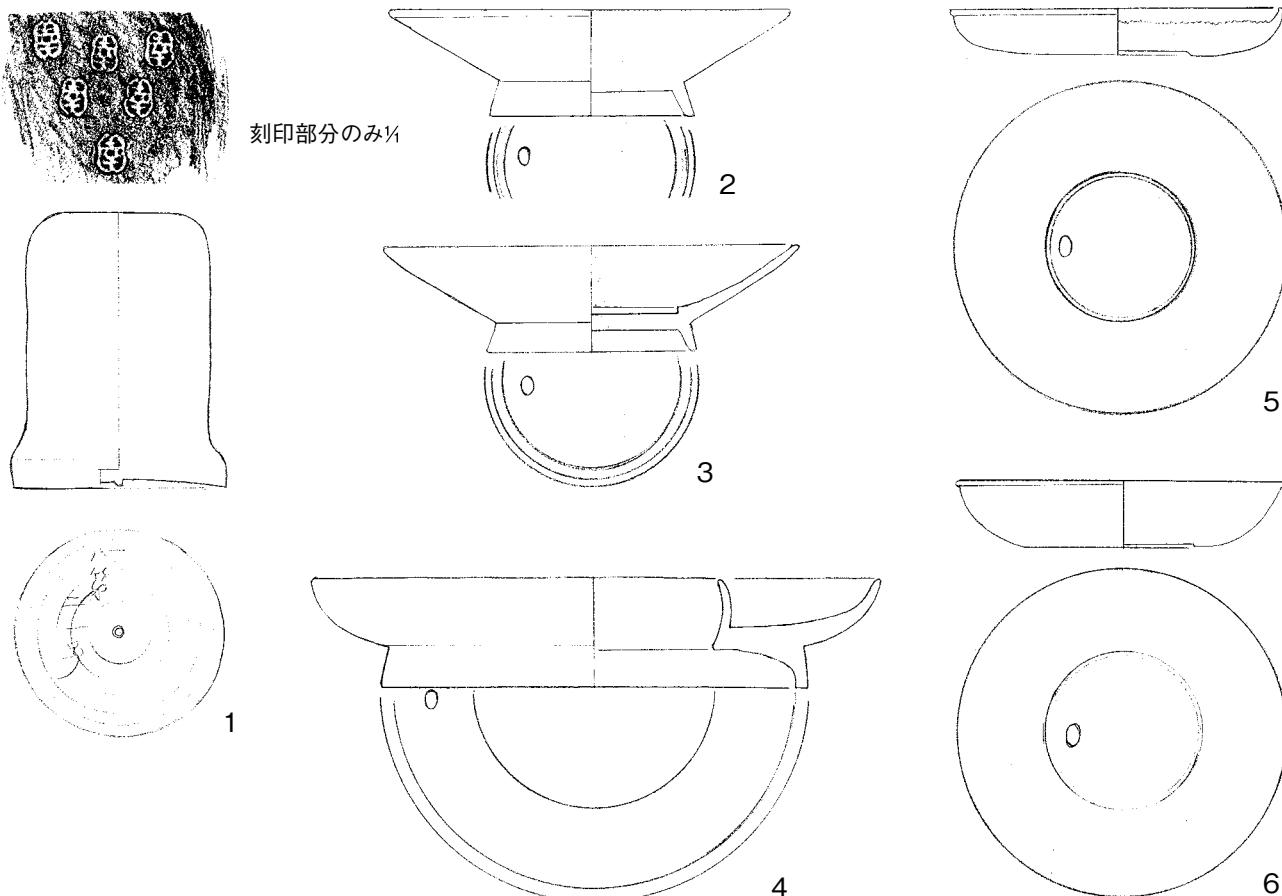
横木取り、天目用の茶托を思わせ、中央を筒状に径6.7cmに抜くもので、径15.7cm、高さ2.73cmである。皿状の上部と高台部からなり、高台の高さは1.2cmとなっている。高台内面に「幸」の刻印がみられる。桑製で、上面端部に入り皮のような傷がある。

5 皿状製品(図7-5)(幸-849)

横木取りの径8.9cm、厚さ1.2cmの製品で、黒柿製であろう。下面中央には径4.1cm、深さ0.15cmの浅い割り込みがある。割り込みの端に「幸」の刻印が見られる点など、幸848と同形である。ただしそれと異なるのは、上面が浅く削り窪められ、挽き痕が残る。上面以外は、丁重に仕上げられ、おそらく製品の型見本であろうと推定される。

6 皿状製品(図7-6)(幸-848)

皿状としたが、内割りはなされていない。横木取りの径8.8cm、厚さ1.5cmの製品で、黒柿製と考えられる。下面中央には径4.1cm、深さ0.2cmの浅い割り込みがある。割り込みの端に「幸」の刻印が見られる。上面には5点の爪痕と



(図7) 刻印がある木器 1/2実測図

○印は刻印の位置を示す

鋸目痕跡がみられる。上面以外は、丁重に仕上げられ、おそらく製品の型見本であろうと推定される。

2) 落款及び署名

落款については、下記の箱に箱書きとともに、捺印されている。また安達の直筆は資料群内においても限られているが、他の作品研究の何ほどかの参考になると思い抽出した。

木箱（幸-1921）

8cm角の蓋をもつ桐箱で、高さ11cmである。蓋の表右肩に「壽老中次」と記し、箱の底に「二代幸八作」と墨書し、瓢箪形の^幸がみられる（図版2-8）。

蓋の裏面中央には、付箋が貼られ「代七円 安達真市」と記されている。中に納められていた中次は見あたらぬ。

木箱（幸-583）

8.8cm角の蓋をもつ杉箱で、高さ11.5cm、材の厚さは0.6cmとなっている。蓋裏面には右から中央にかけて「鳴根縣能義郡安来町 安達真市殿」左下方に「高松市・・・」と差出人の住所が墨書されている。右下の「郡」の字に重なるように「小包」の朱印が認められる。この木箱は、安達が安来に在住したことを直接示すもので、宛名書きされた面の上下に細い棧を釘づけして、収納箱に転用されたものである。

箱の底裏面には左下方に「二代 幸八作」と墨書し、「作」の左に添えて縦1.5cm、横0.8cmの楕円内に「真市」の落款が認められる。中身は何が納められていたのか不明である（図版2-9）。

木箱（幸-1908・1142）

杉材を用いた出展用の外箱と推定される。

幸-1908は縦28.5cm、11.5cm、高さ15.6cmの杉箱で、材の厚さは1cmとなっている。

蓋の表には右上から中央にかけて「古竹壽老中次 桐箱入 一ヶ 松皮香合 桐箱入四ヶ」左下方に2行「島根縣八束郡熊野村 出品物安達眞市」と墨書している。

同箱側面妻手には蓋と同様な内容が記されている（図版1-2～3）。

幸-1142は16.6cm、9.7cm、高さ11.4cmの杉箱で、材の厚さは0.6cmとなっている。

蓋の表右上に「棗」、左下方に「二代幸八」、箱妻手に「八束郡熊野村 二代幸八」と墨書している（図版1-4）。

6. 刻印と作品

前述した刻印に関する問題について、島根県立美術館と手銭記念館所蔵の小林幸八の茶器を取り上げて検討を試みることにした。

①鮫鱗棗 島根県立美術館蔵

高さ6.1cm、口径7.1cm。

外箱の底裏に「小林幸八」の墨書と（朱印）。作品に刻印はない（図版2-10～12）。

②鉄刀木面取棗（雪吹形棗） 島根県立美術館蔵

高さ7.2cm、胴径7.2cm。

外箱の蓋表に「鉄刀木面取棗」「小林幸八」の墨書。

作品の底裏に「幸」の小型刻印・・・刻印A（図版3-1～3）

③虫蒔絵棗 小島漆壺斎〔分家〕作 島根県立美術館蔵

高さ7.5cm、胴径7.0cm。

外箱の蓋裏に「虫蒔絵 補」と「漆壺斎」の墨書と二重丸形「能充」（墨印）

「小林幸八」の墨書と瓢箪形枠「幸」（朱印）（図版3-4～6）

作品の底に「幸」の小型刻印・・・刻印B

④秋野棗 四代小島漆壺斎作 手銭記念館蔵

高さ6.8cm、胴径6.8cm。

外箱の蓋裏に「秋野まき絵 補之」の墨書。

「出雲漆壺斎」の墨書と二重丸形「能充」（墨印）

作品の底に瓢箪形枠「幸」の刻印・・・刻印C（図版3-7～11）

①は松平不昧好みとされる器形の薄造りで、その技と透き漆の美しい桑の木肌が見どころとなっている。③と④の棗は、箱蓋裏に「補」とあり本地棗の良さを主体に蒔絵を施したと解される。身の立ち上がり部分には、同種材を薄く筒状に挽き、精密に嵌めこみ仕上げている。②の不昧好み雪吹形棗では身の立ち上がりから内側全てに異なる木材を嵌めこむという驚異の技をみせている（詳細は図5 X線写真を参照）。

上記の本地は初代幸八と考えられるが、各作品には大小三種の印が認められた。

このうち手銭記念館蔵の棗④の刻印Cと八雲郷土文化会館所蔵資料中の刻印は、瓢箪形の輪郭及び文字の大きさ、細部の特徴までも一致することから、同印と判断される。ただし④の刻印が鮮明で、鋭いという印象を受ける（図版3-11～12）。

この棗は、四代小島漆壺斎の手になる蒔絵であること、箱書きからも確認でき、さらに蒔絵の制作年代の下限の想定も可能であった。その意味から、小林幸八の作品研究にとってこの棗は基準作例ということができ、きわめて重要な位置をしめている。

つまり、四代漆壺斎は、晩年の約8年間は仕事を行なわなかったとされており、手銭記念館所蔵の棗に蒔絵が施されたのは、四代の没年（昭和4）を8年遡る、大正10年以前と解される⁽¹³⁾。さらに五代漆壺斎の襲名は、四代が病のため大正7年とされるので、四代による蒔絵の制作の時期は、大正7年を下ることはないこととなる。したがって本地の制作時期も大正7年を下ることはないといえる。よって本地の制作は当然安達が二代の襲名に至っていない時期であることは明らかで、棗④の刻印C、及び幸-807など一連の刻印は、初代幸八のものであるということになる。

ところで、八雲郷土文化会館収蔵品の中に初代の刻印を打ち込んだものが、どのような事情で存在するのかという問題が生ずる。これについては想像の域を出ないが、師の亡きあと、安達が道具類を譲り受けた可能性があるのではなかろうか。よって八雲郷土文化会館所蔵の本地師関係資料は、初代幸八の遺品と安達のものが混在しているものと解される。

以上のようなことが想定されるから、これらの資料も単に安達の一括資料という観点のみで、整理調査を進めるわけにいかないこととともに、何をもって初代幸八と安達の遺品とを識別するかということを明確にしていく必要がある。

この点については、本文の初めの資料群収集の経緯のところでもふれたように、八雲町は安達の生誕地でもあって、町内に現存する作品は安達のもので占められていると予想される。したがって、それらの中にある刻印や箱書き等の他、安達の技術的特徴の抽出を行なうことで、必然的に初代との画期の線引きも可能と考えられる。これについては今後の課題としたい。

7. 小林幸八の道具とその意義

よく名工は技を秘すために道具を始末するという逸話がまことしやかに流布している。それは物つくりの現場における道具の実情を理解していない立場の発想で、これは存在しないことへの故事づけによって生ずるというよく聞く話である。

岡山県の井原市立田中美術館には、平櫛田中の彫刻刀が散逸することなく収蔵されている。これは旧所蔵者が国内でも著名な彫刻家であったこととともに、博物館や美術館という施設が各地に建設され、関係資料の散逸を防がなければならないという考えが定着した現在という時代であったからということができよう。

そのような道具を資料としてとらえ、保存するという問題意識がない前近代、名工の道具は弟子に譲られる可能性と、特殊な道具であれば同業者でもない限り、何に使用したか不明であることから廃棄される可能性が多分にあったと想像される。しかし使用者本人が廃棄することはまずあり得ないと考えられる。それは以下の理由による。

刃物に例を取れば、使いかつてが良い刃物は早く磨滅する。言うまでもなく使用頻度が高いからであり、そのような刃物こそ実は使用者が最も大切にするものである。刃物は使用頻度を増すことによって、研ぎ減りが生じ当初とは異なる形へと変形する。つまりこの変形こそ使用者の手に馴染んだ証しだもある。変形した刃物の切れ味は、当初よりも数段増して難度の高い部分の加工時に使用される。使用者にとっては、いわば伴侶ともいえる関係で、道具は使用者によって育てられるということでもある。

もとより、道具というものは特別なものを除き、基本的には本人一代のものであろう。

先代が使いかつてが良いとしたものが、師弟関係にあつたものにあっても優れた働きを果たすとは限らない。しかし慕う師の遺品という観点から、弟子が受け継ぐことはありうるのであろう。前にふれた初代幸八から安達が引き継いだような事例がそれにあたる。

よって師の亡きあと、親族に後継者が存在しない場合、血縁関係のない弟子に所在が移ることによって、工房から道具類が消えると、それが傍目には、いかにも名工が技を秘すために道具を始末したかのように見えたにすぎない。

ところで関係資料の散逸を防がなければならないという考えが定着した現在という時代にあっても、道具類の一括保存の実践は決して容易いことではない。

名工と称される先人の作品は、丁重に扱われるが、その作品を生み出した道具類は、ややもすれば低い評価があたえられることが多い。それは結果のみを評価し、行程を軽視する傾向が潜在的にあるからであろう。このような傾向が続ければ技術史をはじめ諸学や諸芸の伝承は、表層を伺うにすぎないものとなってしまうのは必至である。

今回紹介した関係資料群は、そのような傾向を払拭する内容を秘めている。制作の実践や技術史を極めようとする立場からすると作品と制作者を直接繋ぐ重要な手がかりを

秘めているはずである。

長年にわたって国内各地の木地師の資料収集施設を訪ね、『全国の山々を駆けめぐった木地師の里を訪ねて』をまとめた岸本浩二は、本資料である二代小林幸八の木地師の道具を、散逸することなく残されている稀有な例としている⁽¹⁴⁾。

現在この資料が存在するのは、幾つかの幸運が重なった結果である。まず、その幸運は、郷土の先人の足跡に関心を寄せて企画立案をした人たちの存在であり、その人たちが集い会場となる施設が地域に存在したこと。さらに重要な点は資料を、その日まで保管し公の施設に寄贈を決断された旧所有者の存在である。安達が没して約半世紀、よくこの日まで持ちこたえられたものと思わずにはおれない。おそらく偶然と思えるこれら諸要素のどれを欠いてもこの資料群は、今日存在しなかつたであろうことは想像に難くない。

さて、当八雲郷土文化保存伝習施設では、平成24年度地元所蔵者の協力を得て、二代小林幸八の作品展を計画している。その折には彼に関する情報もさらに集まるのではとの期待をするとともに、併せて作品の詳細な記録が残せる機会でもあると考えている。

このささやかな本文が、その足掛かりとなれば幸いである。

この度本文をまとめるにあたり、日頃から調査にご協力頂いている稻田治夫氏、資料調査の許可を頂いた松江市教育委員会教育長福島律子氏・安達基氏をはじめ、資料の熟覧と掲載許可にあたって手銭記念館の手銭白三郎氏・手銭裕子氏・佐々木杏里氏にご配慮を頂きました。

またX線解析調査について、ご協力を頂いた島根県立古代出雲歴史博物館の澤田正明学芸員に対し、ここにお名前を記してお礼申し上げる次第です。

註

- (1) 七田 真「石見派の根付彫刻家たち」平成15年
とりわけ、石見に定住するまでの足どりに不明な点が多い。
- (2) 作図は誰の手に成るものか不明。
- (3) 島根県立博物館編「島根の工芸」昭和62年
- (4) 「特別展二代小林幸八展」会館に残る記録によれば、約76点が出展された。
- (5) 島根県立博物館編「物故作家顕彰シリーズ近代島根の名工展」昭和52年4月
- (6) 伊藤菊之輔著「島根県人名事典」昭和55年
- (7) 山陰中央新報社編「島根県大百科事典」上 昭和57年
- (8) 島根県立博物館編「島根の工芸」昭和62年
- (9) 安来市誌編纂委員会「安来市誌」下 平成11年3月
- (10) 和鋼博物館編「特別展 藤絵師大谷歓到 漆に捧げた生涯」展示目録 平成20年11月
- (11) 松皮は、八雲町熊野所在の寺境内のクロマツの皮と伝えられる。
- (12) 摘み状突起が、何故内面に付くのか理解できず鳥取県の県指定木地師の茗荷定治氏に訊ねたところ、これは携帯用煙草入で、この資料を見ながら茗荷氏は、懐かしそうに、このタイプのものを大量に挽いたことがあったとの教示をえた。
- (13) 藤間 亨編「うす茶器」昭和43年3月
- (14) 岸本浩二著「全国の山々を駆けめぐった木地師の里を訪ねて」平成22年7月1日



1 (583)



2 (1908)



3 (1908)



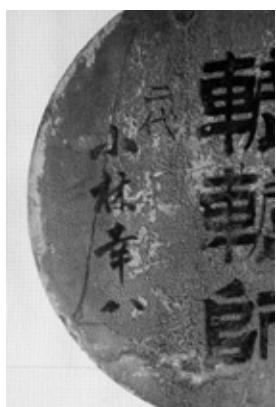
4 (1142)



5 看板(1899)のA面



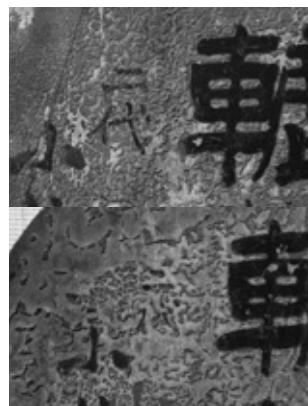
6 看板(1899)のB面



7 看板A面部分



8 看板A面部分



9 (上) A面・(下) B面



10 (幸-1)



11 (幸-1)



12 (幸-1)の内面

図版1



1 煙草入(761)



2 煙草入(761)



3 左(696)・右(1161-1)蓋裏



4 円柱状品(807)の刻印



5 茶托(789)の刻印



6 茶托(784)の刻印



7 皿状製品(849)の刻印



8 木箱(1921)の署名と印章



9 木箱(583)の署名と印章



10 鮫鯨棗(1)



11 鮫鯨棗(2)



12 署名と印章(3)

図版2



1 鉄刀木面取棗(1)



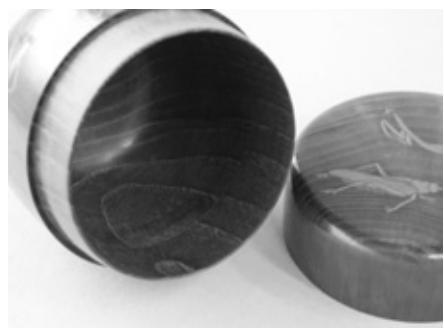
2 鉄刀木面取棗刻印(2)



3 署名と印章(3)



4 虫蒔絵棗(1)



5 虫蒔絵棗合口部分(2)



6 署名と印章(3)



7 秋野棗(1)



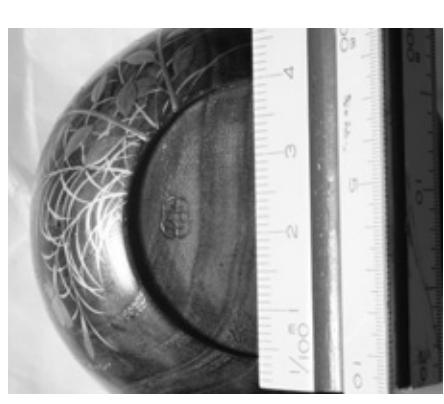
8 秋野棗蓋面(2)



9 秋野棗合口部分(3)



10 署名と印章(4)



11 秋野棗刻印(5)



12 円柱状品の刻印

図版3

共同研究「松江、木工・漆工芸史の一側面 一二代小林幸八の仕事―」

共同研究の体制

共同研究代表者：田中和美
(松江市立八雲郷土文化保存伝習施設)
共同研究者：藤間 寛
(島根県立美術館)
三宅博士
(松江市立出雲玉作資料館)

共同研究の内容

松江市立八雲郷土文化保存伝習施設所蔵の本地師二代小林幸八に関わる資料は、現在松江市指定文化財となり、その一部が公開されている。二代小林幸八(本名安達真市)は、当地八雲町熊野の出身であることは確かではあるが、仕事の実態や作品については不明な点が多い。指定後も十分な検討はなされないままとなつておらず、先学の諸説も参考にしながら、他館の収蔵品との比較も含め仕事の特徴の抽出を試みることとした。これによって、研究の展望を開こうとするものである。

打ち合わせ、調査の記録

第1回

平成23年6月24日(金)
会場：八雲郷土文化保存伝習施設
参加者：田中、三宅
内容：調査体制、調査の方法

第2回

平成23年8月29日(月)
会場：八雲郷土文化保存伝習施設
参加者：田中、三宅
内容：情報交換

第3回

平成23年12月9日(金)
会場：八雲郷土文化保存伝習施設
参加者：田中、三宅
内容：情報交換

第4回

平成23年12月20日(火)
会場：八雲郷土文化保存伝習施設
参加者：田中、三宅
内容：実測・撮影

第5回

平成24年1月9日(月)
会場：八雲郷土文化保存伝習施設
参加者：田中、三宅
内容：実測・撮影

第6回

平成24年1月14日(土)
会場：八雲郷土文化保存伝習施設
参加者：田中、三宅
内容：撮影

第7回

平成24年1月15日(日)
会場：八雲郷土文化保存伝習施設
参加者：田中、三宅
内容：撮影

第8回

平成24年1月22日(日)
会場：八雲郷土文化保存伝習施設
参加者：田中、三宅
内容：撮影、茶器梱包

第9回

平成24年1月23日(月)
会場：島根県立古代出雲歴史博物館
参加者：澤田、藤間、三宅
内容：茶器X線解析

第10回

平成24年1月28日(土)
会場：島根県立美術館
参加者：藤間、三宅
内容：茶器実測

第11回

平成24年1月29日(日)
会場：八雲郷土文化保存伝習施設
参加者：田中、三宅
内容：資料返却

第12回

平成24年2月10日(金)
会場：島根県立八雲立つ風土記の丘
参加者：高屋、三宅
内容：原稿内容・図面提出

出雲国意宇郡山代郷南新造院跡と 出雲郡大寺谷遺跡の同范瓦について

研究代表者・原稿執筆者

花 谷 浩

(出雲弥生の森博物館)

共同研究者

高 屋 茂 男

(八雲立つ風土記の丘展示学習館)

博物館の真正なる意義は決して單なる倉庫に非ず、陳列所に非ず、
学術研究の目的と、社会教育に資するを旨とす可し。

濱田耕作『通論考古学』(1922年)

-
- | | |
|------------------------|---------------|
| 1. はじめに | P. 20 |
| 2. 山代郷南新造院跡について | P. 20 ~ P. 22 |
| 3. 山代郷南新造院跡の軒丸瓦Ⅱ類 | P. 23 ~ P. 26 |
| 4. 大寺谷遺跡と出土軒丸瓦 | P. 27 |
| 5. 山代郷南新造院跡の軒平瓦Ⅰ類とⅡ類 | P. 28 ~ P. 30 |
| 6. 山代郷南新造院跡のその他の瓦 | P. 30 ~ P. 31 |
| 7. おわりに 一南新造院の修造と大寺谷遺跡 | P. 32 ~ P. 33 |
-

1. はじめに

近年の歴史博物館や考古博物館では、そこに展示されている考古資料のほとんどは行政調査あるいは学術調査にかかる発掘調査の出土品だ。八雲立つ風土記の丘展示学習館しかり、出雲弥生の森博物館しかりである。だが、行政や大学による発掘が本格化する以前、土地の郷土史家だったり、遺跡地の土地所有者だったりが出土品を集めるのは、ままあることだった。そして、各地に博物館ができると、そんな資料が寄贈・寄託されて集まってきた。それらは正式な発掘を経てはいないが、やはり重要な収蔵資料だ。

今回、ここにとり上げる瓦もそのような資料である。

出土遺跡は、松江市山代町の山代郷南新造院跡（県指定史跡、「四王寺跡」と出雲市東林木町の大寺谷遺跡である。八雲立つ風土記の丘展示学習館（以下「風土記の丘」と略）には前者の、出雲弥生の森博物館（以下「弥生の森」と略）には両者の出土品が収蔵されている。

これらは古くに紹介された資料だが、十分な検討はなされてこなかったように思う。そして、これまで明確には指摘されていないが、二つの遺跡から出土した瓦には同範品が存在する。山代郷南新造院軒丸瓦Ⅱ類と分類された素弁四弁蓮華紋軒丸瓦だ。出土遺跡の概要とともに、この瓦を中心に詳しく記述したいと思う。

2. 山代郷南新造院跡について

研究史

山代郷南新造院跡（通称「四王寺跡」）に関する研究は、江戸時代から300年以上の歴史をもっている（図1）。

天和3年（1683）の岸崎左久次時照『出雲風土記抄』（桑原家本）には、

「新造院一所在山代郷中郡家西北二里建立嚴堂〔住僧一軀〕 飯石郡少領出雲臣弟山之所造也 鈔曰西北二里今十二町 蓋聞有山代村于四王寺今者無之 不知抑是乎不」とある。岸崎時照が出雲臣弟山建立の新造院を「四王寺跡」にあてたとされる記述である。しかし、岸崎は最後に「ソモソモコレカイナヤ知ス」と断っているので、その存在を伝聞した「四王寺」をどこまで遺跡地と考えていたか疑問符が付かないでもない。それは「教吳寺」の記述と比較すると明瞭である。そこには「蓋可為今之清水寺欝」とあって明確な主張が認められるので、書きぶりの違いは歴然としている⁽¹⁾。

むしろ、黒沢長尚が撰した『雲陽誌』（享保2年（1717））のほうが注目される。こちらには「四王寺【風土記】に曰山代郷中新造院一所、飯石郡少領出雲臣造所とあり、是なるへし、今は寺跡ばかりなり、」とあって、明確に出雲臣弟山建立新造院としているからだ。

このような「出雲臣弟山建立新造院跡＝四王寺跡」という考えが変化をきたしたのは、梅原末治が1918年に発表した論考によるのであろう（梅原1918）。意宇川左岸に国府跡を推定すると、その西北にある寺院跡が当時、「四王寺跡」と「国分寺跡」しか認識されていなかった以上、『出雲國風土記』に記載された距離（郡家からの里程）が長い日置君目烈建立新造院の遺跡を「四王寺跡」にあてざるをえないのは、ある意味、当然の推理である。野津左馬之助が「四王寺」について、またその所在地についても新造院を転用したとの考え方も含めて梅原説に賛同したのも無理からぬところであったろう（野津1926）。

後藤藏四郎も当初は梅原説に従っていた（後藤1926）が、後に「来美廃寺」を「日置君目烈建立新造院」跡と考えた。すなわち「郡家の西北四里二百歩といへば、今の山代の後分にて、射的場の西北⁽²⁾に礎石の残るところがそれか。」とした（後藤1937）。「来美廃寺」に関する言説はこれが最初であった⁽³⁾。

『出雲國風土記』が記載する山代郷の2つの新造院の遺跡を現在のように正しく位置づけたのは、朝山皓だった（朝山1953）。

朝山はこの論考のなかで後藤（後藤1937）の記述を引用しつつ「これ[[来美廃寺]]は私にも最も都合のよい（1）[郡家西北四里二百歩にある新造院]の候補地である。」とした（〔 〕は本稿の補足）。朝山が「島大助教授山本清氏も未だ確かめてゐないとのことなれば」と述べたように、同じ書に掲載された山本の論考（山本1953）には、「初期の寺院」として列記される松江市南郊の遺跡は「3. 國分寺址 4. 中竹矢古瓦出土地 5. 大草古瓦出土地 6. 四王寺址」の4所にとどまっている。「4」は出雲國分尼寺跡、「5」は出雲國府跡である。

山本が「来美廃寺」現地を訪ねたのは1954年5月のことという。それ以前に井上狷介から瓦の拓本を受領しており、1956年には長谷川愛雄宅にて鷗尾片を調査し注目している（山本1995 257-258頁）。

このように、朝山論考以後、四王寺跡＝出雲臣弟山建立新造院、来美廃寺＝日置君目烈建立新造院、との山代郷内新造院に関する説はほぼ決着をみたが、2つの遺跡の内容はその後の発掘調査に委ねられた。

山代郷南新造院跡発掘調査の概要

山代郷南新造院跡（四王寺跡）に対する考古学的調査は1984年に開始され、これまで5回発掘調査がおこなわれた（松本1985（以下で『報告IV』とする、続く2報告も同じ）、宮沢ほか1988（『報告V』）、足立・角田1994（『報告X』）、曾田・金山1996、林2011）。

1次（1984年）：「地山加工段」や掘立柱建物跡を確認。

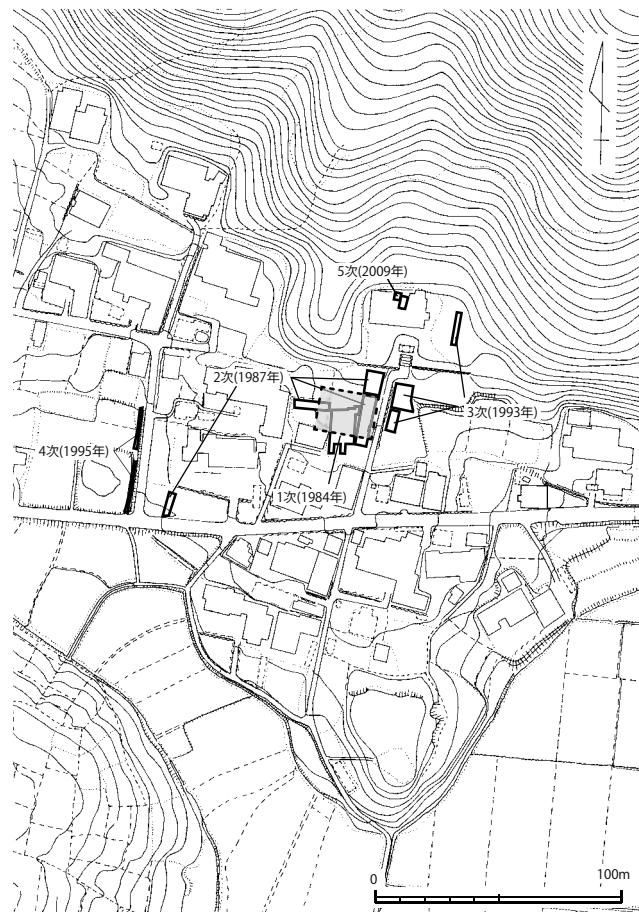
2次（1987年）：「加工段」を建物基壇跡と確認。

3次（1993年）：基壇跡の北・東方の調査。

4次（1995年）：遺跡西辺部の調査（水路改修）。

5次（2009年）：遺跡北部平坦面の調査。

1・2次調査で確認された礎石建物基壇跡は、東西約23m、南北約16mの規模で、北辺と南辺の一部に乱石積み基壇外装が確認された。また、東辺の中央あたりに礎石の根石らしき遺構があった。基壇上には掘立柱建物跡が確認されたが、いずれも寺廃絶後のものであり、南新造院に関わる遺構は基壇といくつかの瓦溜まりに限られた。これらの調査を経たものの、山代郷南新造院跡の伽藍地の範囲や堂宇の配置状況などは解明されるに至っていない⁽⁴⁾。



【図2】 山代郷南新造院跡周辺地形図（1:3000）



【図1】 山代郷南新造院跡の位置（1:25000）

軒瓦の概要

山代郷南新造院跡の軒瓦は、1926年に野津左馬之助によって紹介され、その後、1968年に近藤正が軒丸瓦・軒平瓦を各々4類に分類した（近藤1968）。発掘調査を経て、『報告IV』および『報告V』であらためて型式分類がおこなわれた。まず、その内容を示しておこう（図3）。

軒丸瓦 I・II・III・IV類の4型式が設定されている。

I類は、単弁（素弁）十二弁蓮華紋軒丸瓦。低い凸型の中房に1+6の蓮子がある。外区は内縁に珠紋24個を、斜縁の外縁に面違い鋸歯紋28個（推定）を並べる。内区と外区は圏線のある段差で、外区の内縁と外縁の間は段差で区画される⁽⁵⁾。

II類は、素弁四弁蓮華紋軒丸瓦。丸みのある杏仁形の蓮弁、それと同形の大きな間弁が特徴的である。ともに先端が尖り、中央には稜がある。中房は低く、わずかに丸みがある。蓮子は1+4。内外区の境には圏線がめぐり、外縁は細い素紋縁である。今回、II類aとII類bに细分した。

III類は単弁十四弁蓮華紋軒丸瓦。山代郷北新造院跡III類と同范である（柳浦2002、林2007）。

IV類は唐草紋縁単弁八弁蓮華紋。北新造院跡V類同范。以上のうち、III類とIV類は発掘では出土していない。

軒平瓦 0・I・II・IV・V類の5型式が設定されている。

0類は、推定2回反転の均整忍冬唐草紋軒平瓦。中心飾りは、Φ形に角状の装飾が付いたもの。外区は珠紋である⁽⁶⁾。近傍の山代郷南新造院瓦窯跡（小無田瓦窯跡）2号窯跡から同范品が出土している（瀬古1997）。『報告IV』では「III類」とされていたが、『報告V』で「0類」に変更された。

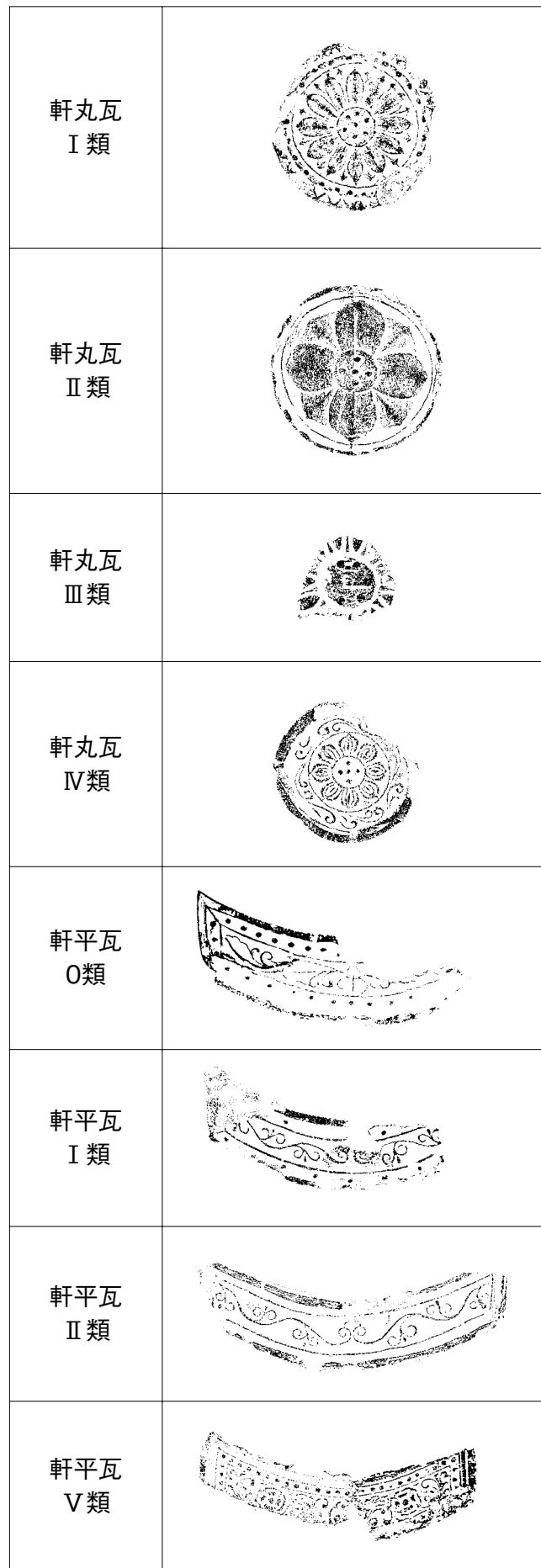
I類は、内区の左右上端から中心に向って延びる均整唐草紋軒平瓦。中心飾は三葉紋である。唐草紋は左右3単位。外区に珠紋がめぐる。珠紋は上下外区9個、脇区2個だろう。北新造院跡軒平瓦II類および野方廃寺（安来市、教吳寺跡）と同范である（上原1985、松本1985）。

II類は、I類と同じように左右から中央に向って反転する3回反転の均整唐草紋軒平瓦。中心飾りは三葉形である。外区は素紋である。北新造院跡軒平瓦III類と同范。また、南新造院瓦窯跡2号窯からも同范品が出土している。

IV類は、外区珠紋の均整唐草紋軒平瓦。詳細不詳。

V類は、花紋を3単位配置してその間に唐草紋を充填した軒平瓦。外区は珠紋。出雲国分寺跡軒平瓦I型式。

以上の軒平瓦4型式のうち、IV類とV類は発掘では出土が確認されていない。



【図3】 山代郷南新造院跡出土軒瓦一覧（拓本 1:6）

3. 山代郷南新造院跡の軒丸瓦 II類

八雲立つ風土記の丘展示学習館に収蔵される南新造院跡出土資料は、地権者の方々を含む遺跡地周辺の住民による採集品である。軒丸瓦13点、軒平瓦12点、丸瓦1点、熨斗瓦2点、のほか、若干の瓦片と須恵器杯蓋1点、石製品1点がある（表1）。型式別の点数は次の通り。

軒丸瓦：I類4点、II類7点、III類1点、IV類1点

軒平瓦：0類1点、I類2点、II類8点、V類1点

これらの資料の多くは、『報告IV』に紹介されている。

一方、出雲弥生の森博物館には、南新造院跡出土瓦が8点ある。内訳は、軒丸瓦II類2点、軒平瓦I類1点、軒平瓦II類1点、平瓦片3点、丸瓦片1点。これらは、旧大社考古館から引き継いだ考古資料の一部であり、いずれも明治大正年間に、長谷川千代衛・愛雄父子によって収集されたものである。資料の存在と「弥生の森」に収蔵される経緯については述べたことがある（花谷2011）。

これら「風土記の丘」と「弥生の森」の2館に収蔵される資料は、初めて考古学的に報告された南新造院跡（四王寺跡）の出土瓦であることを指摘しておきたい。すなわち、1926年刊行の『島根縣史第五篇』附図に写真掲載された瓦、具体的には、附図第91の「出雲四王寺瓦残片」の2点、附図第100の「出雲四王寺磚」2点、附図第101「出雲四王寺平瓦」2点、そして附図第102「出雲四王寺古瓦丸瓦」5点、以上は本稿で紹介する瓦である。

さて、今回は、大寺谷遺跡との関係をみるために、軒丸瓦II類と、軒平瓦II類および同紋の軒平瓦I類に記述の主眼をおきたいと思う。

軒丸瓦II類は、瓦当面の範割れの痕跡が目立つため、「いずれも中央に範の割が転写されている」（『報告V』25頁）とされてきたが、当然、範割れのごく小さい段階がある。

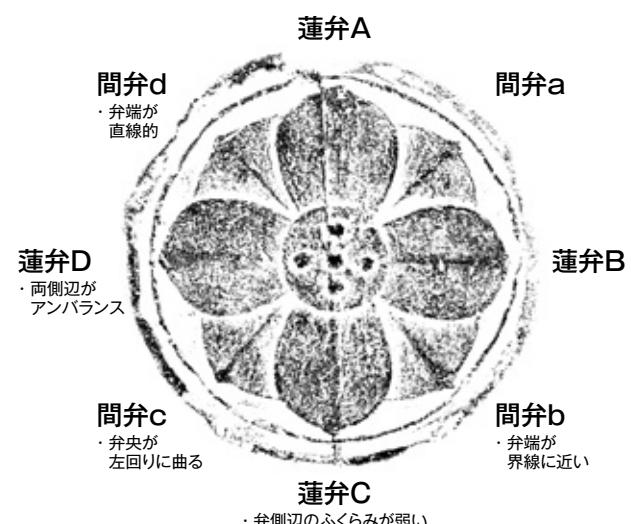
範傷や範割れの位置、そして丸瓦の取り付け位置を表現するために、瓦当紋様の蓮弁と間弁の個々を区別する。蓮弁は時計回り（右回り）に「蓮弁A～D」とよび、間弁は同じく時計回りに「間弁a～d」とする。「蓮弁A」と「蓮弁B」との間にある間弁が「間弁a」である（図4）。

軒丸瓦II類を9点図示した（図5・6）。

図5-1は、弁区に明瞭な範割れ痕跡がない個体である。ただし、「蓮弁A」外側の圏線から外縁にかけての部分には、範割れの段差が現れている。「蓮弁A」にも後の範割れ位置に範傷状の凹凸はかすかに出現しているが、明確な段差にはなっていない。ほかに、中房や「間弁c」「間弁d」にもわずかな範傷がある。

【表1】「風土記の丘」所蔵の山代郷南新造院跡出土資料一覧

挿図番号	種別	軒瓦型式	員数	報告IV掲載	整理番号
	軒丸瓦	I類	1	第13図4	9
図10-1	軒丸瓦	I類	1	第13図1	25
	軒丸瓦	I類	1	第13図2	28
	軒丸瓦	I類	1	第13図3	29
図6-1	軒丸瓦	II類	1	第13図5	2
図5-3	軒丸瓦	II類	1	第13図6	3
図5-4	軒丸瓦	II類	1	/	4
図6-2	軒丸瓦	II類	1	/	5
図6-3	軒丸瓦	II類	1	第13図7	6
図5-2	軒丸瓦	II類	1	/	7
図5-1	軒丸瓦	II類	1	/	21
図10-2	軒丸瓦	III類	1	/	10
図10-3	軒丸瓦	IV類	1	第13図9	8
図10-4	軒平瓦	0類	1	第15図4	11
図8-1	軒平瓦	I類	1	第14図1	12
図8-2	軒平瓦	I類	1	第14図2	13
図9-5	軒平瓦	II類	1	第14図4	1
図9-1	軒平瓦	II類	1	/	14
図9-4	軒平瓦	II類	1	/	15
図9-6	軒平瓦	II類	1	第14図6	16
	軒平瓦	II類	1	/	22
図9-3	軒平瓦	II類	1	/	24
	軒平瓦	II類	1	/	26
図9-2	軒平瓦	II類	1	/	30
図10-5	軒平瓦	V類	1	第15図2	23
	丸瓦		1	第15図5	17
図10-8	熨斗瓦		2	/	20
	瓦片		16		27
図10-6	瓦片		2	/	31
	石製品		1	/	19
	須恵器蓋		1	/	18



【図4】山代郷南新造院跡軒丸瓦II類

図5-1は、瓦当径15cm、瓦当厚4.2～5cmあり、丸瓦は「蓮弁C D A」の裏面に接合されている。接合位置は高い。瓦当裏面から丸瓦部凹面にかけてはヘラケズリ調整される。瓦当側面と丸瓦部凸面もタテ方向のヘラケズリ調整である。接合された丸瓦の凹凸面には刻みが入れられている。タテ+ナナメまたは斜格子のようである。細砂を含むやや粗い胎土で、硬質だがもろい焼きである。

図5-2は瓦当部上半分から丸瓦部の破片。「蓮弁A」先端の圏線周囲には範割れがあり、蓮弁の上にも断続的な範傷がある。丸瓦は「蓮弁A B C」の裏面に接合され、図5-1とは取付け位置が180°逆転する。丸瓦の凹凸面と側面には、タテ方向の刻み目が入れられる。瓦当裏面から丸瓦部凹面、そして丸瓦部凸面にはヘラケズリ調整がある。瓦当部は砂粒の少ない緻密な胎土だが、丸瓦部はやや粗い胎土。硬い焼きで灰褐色。瓦当径15.5cm。

以上、図5-1・2を「範割れ前段階」の製品とする。

図5-3は、瓦当面に欠損はあるが、瓦当をほぼ完全に残す。「蓮弁A」から中房、そして「蓮弁C」基部にまで範割れが現れている。これを「範割れ1段階」とする。また、「蓮弁C」外側の圏線にも範傷があり、「間弁d」と圏線との間に木目状の範傷がある。丸瓦の接合位置は「蓮弁B C D」の裏面である。丸瓦部先端には凹凸面とともに刻み目がある。くぼんだ裏面中央はヨコ方向のヘラケズリ、その周りは中央から左右にヘラケズリ調整。丸瓦部凹面はヘラによるナデツケ。砂粒の少ない緻密な胎土で、きわめて硬質。明灰色。瓦当径17cm、瓦当厚4.5cm。

図5-4は、「蓮弁A」から中房を通過して「蓮弁C」基部まで範割れが明瞭になった個体である。「蓮弁A」には範割れが直線状に現れている。これを「範割れ2段階」とする。丸瓦は「蓮弁D A B」の裏面に接合されている。丸瓦部は、瓦当裏面に「接合溝」を入れた後に差し込まれている。丸瓦の凹凸面と端面いずれにも刻み目がある。瓦当裏面から丸瓦部凹面にかけて粗いナデがあり、裏面の外周のみヘラケズリ調整されている。丸瓦部凸面はタテヘラケズリ調整である。緻密な胎土で、硬質の焼き。灰白色。瓦当径16.5cm、瓦当厚3.5cm。

図5-3・4を比べると、3の中房の蓮子は高さがなく、拓本でも目立たないが、4は、拓本でも蓮子がはっきりと目立つようになる。つまり、蓮子が高くなっている。これは、蓮子の彫り直しによると判断した。そこで、図5-1～3を掘り直し前の「軒丸瓦II類a」、図5-4以下を彫り直し後の「軒丸瓦II類b」として区別する⁽⁷⁾。

図5-4に近似した資料には、2次調査の第IV調査区出土例がある(『報告V』24頁第20図54、図版11)。

図6-1は、図5-4同様、範割れが「蓮弁A」から「蓮弁C」基部にまで延びた「範割れ2段階」の個体だが、中房の範割れが段差となっていて、より割れが進んでいるよううに見える。丸瓦は「蓮弁D A B」の裏面に接合される。瓦当裏面の丸瓦接合部に半円形の「凸型台」の圧痕がある。裏面をヘラケズリ調整したのち、凸面をヘラケズリ調整する時の固定具であろう。砂粒含むが緻密な胎土で、やや軟質。明灰色。瓦当径16.8cm、瓦当厚3.8cm。

図6-2は、「蓮弁A」から中房に向かう範割れが「蓮弁C」の中ほどまで延び、また「蓮弁A」の範割れの段差が大きくなった段階の個体である。中房蓮子のうち、「蓮弁B・D」に対応する蓮子が、図5-4より大きくなっている。これを「範割れ3段階」とする。丸瓦は「蓮弁A B C」の裏面に接合される。これも裏面の周に沿うヘラケズリ調整ののちにいた「凸型台」の圧痕が明瞭である。側面もヘラケズリ調整。緻密な胎土で、やや軟質。灰白色。瓦当径16.8cm、瓦当厚4.2cm。

図6-3も「範割れ3段階」の製品。丸瓦は「蓮弁A B C」の裏面に接合される。丸瓦の先端には、凹凸面と端面にタテないしナナメの刻み目がある。裏面に凸型台の圧痕を残す。円礫を含むが緻密な胎土。やや硬質で明黄灰色。

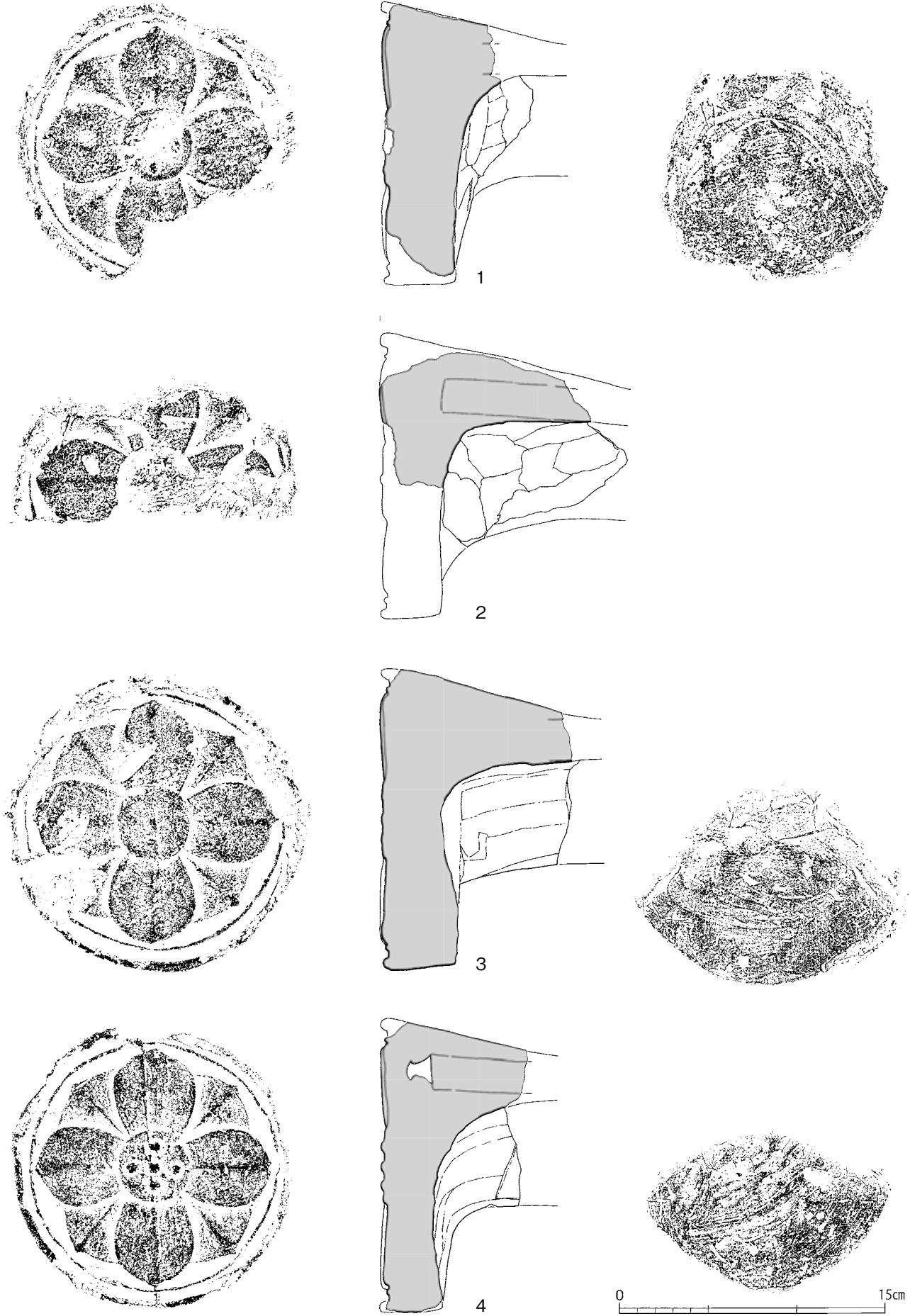
図6-4・5は「弥生の森」所蔵の資料。図6-4は、「蓮弁A B C」を残す瓦当部の資料⁽⁸⁾。「蓮弁A」に範割れ痕跡がなく、中房蓮子も小さいので、軒丸瓦II類aの「範割れ前段階」の製品である。丸瓦接合位置は「蓮弁B C D」の裏面。瓦当裏面はヘラケズリ調整、凸面と側面はタテヘラケズリ調整。細砂粒を含むが緻密な胎土で、軟質の焼き。明灰白色。瓦当径16.5cm、瓦当厚3.7cm。

図6-5は、弁端と外縁を残す資料⁽⁹⁾。「蓮弁D」と「間弁c」と思われる。接合された丸瓦は厚さ1.5cmで、端面にナナメの、凹面に斜格子の、凸面にも方向不明の刻み目が入れられる。凹面はタテナデ調整、凸面はタテヘラケズリ調整。緻密な胎土で、硬質の焼き。青灰色。

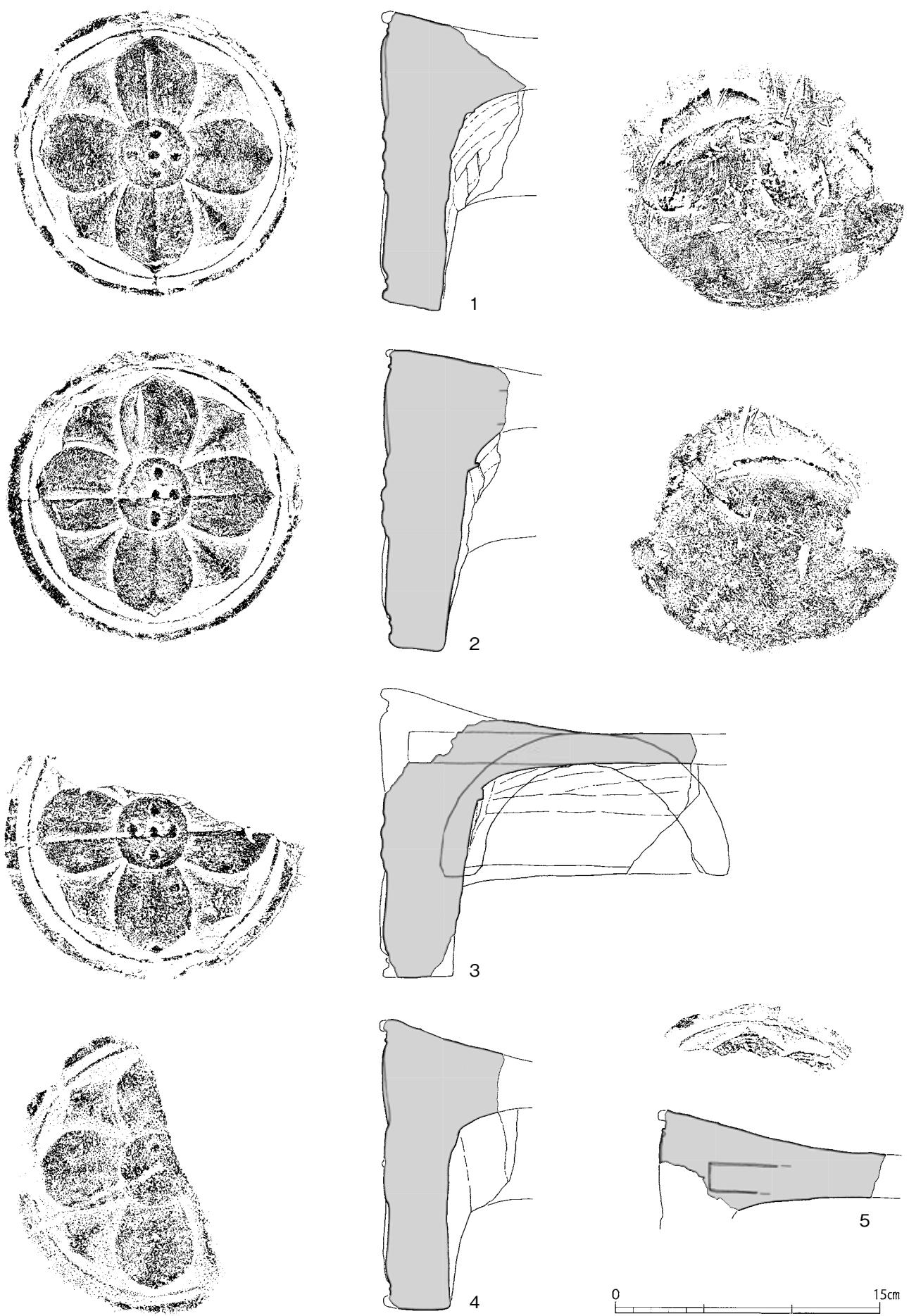
以上、南新造院跡の軒丸瓦II類は、蓮子の彫り直しによって、a・bに細分できる。瓦当紋様はほぼ常に蓮弁が十字形(垂直または水平)となるように丸瓦が接合される。丸瓦の取り付け位置と蓮弁の関係は、90度のずれが認められるから、瓦範はその四辺が蓮弁と平行する正方形だったとわかる。枷型の痕跡は認められなかった。

接合される丸瓦先端には端面・凹凸面とも刻みがある。

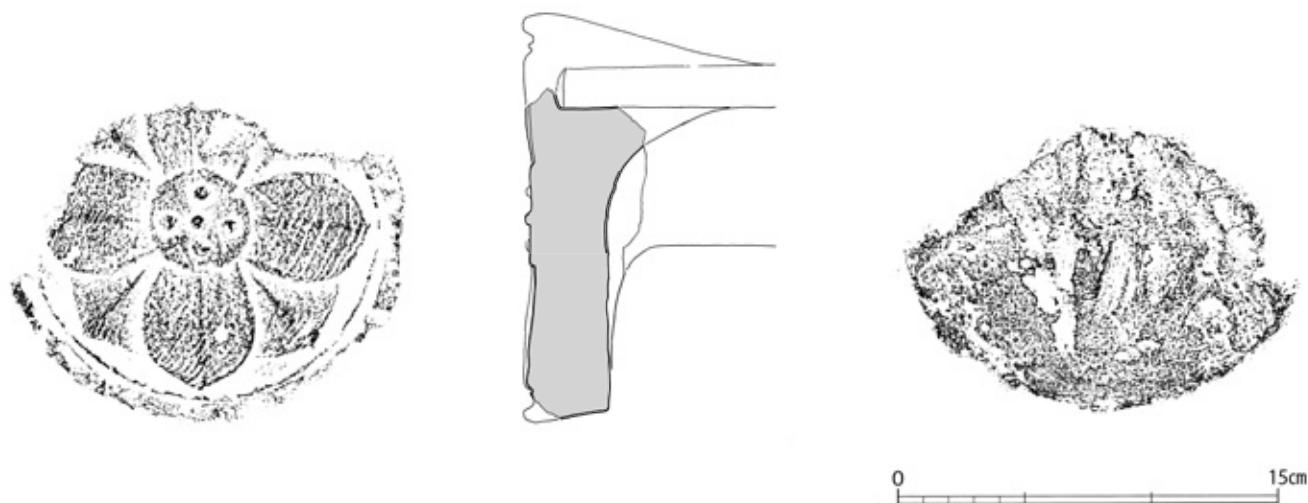
II類aとII類b「範割れ2段階」までは、瓦当裏面と側面、丸瓦凸面にヘラケズリ調整をおこない、そして、「範割れ2段階」の一部の製品と「範割れ3段階」の製品には、凸面調整の時に軒丸瓦を固定した凸型台の圧痕が残る。



【図5】 山代郷南新造院跡出土軒丸瓦Ⅱ類(1) (1:3)



【図6】 山代郷南新造院跡出土軒丸瓦Ⅱ類(2)(1:3)



4. 大寺谷遺跡と出土軒丸瓦

大寺谷遺跡は出雲市東林木町に所在する（図7）。出雲平野の北側にそびえる旅伏山（標高456m）の東南麓に、「大寺薬師」と通称される万福寺がある。ここには国重要文化財に指定された平安時代の仏教彫刻、木造薬師如来・両脇士像3躯、木造觀世音菩薩立像2躯、木造四天王立像4躯、合計9躯が所蔵される。

この寺は、現在、大寺谷とよばれる小規模な扇状地地形の先端部に位置するが、かつてはこの谷一帯が伽藍地であったと伝える。実際に大寺谷では各所で遺物が採集されているが、その中に市営住宅建設にともなう井戸掘削に際して出土した軒丸瓦1点がある。

1983年に資料紹介された際には、「松江市山代町四王寺跡出土の軒丸瓦に全く同じものが認められ、注目されるが、四王寺跡出土のものがやや径が大きく同范ではない。」と報告された（出雲考古学研究会1983、15頁）。今回あらためて、観察結果を述べよう（図7上）。

軒丸瓦は、素弁四弁蓮華紋軒丸瓦の瓦当部片である。瓦当の2/3ほどが残るが、丸瓦部は脱落して残っていない。

蓮弁は丸みのある杏仁形で、同形の大きな間弁が特徴である。蓮子は1+4。蓮弁と間弁の形状、瓦当面をタテに走っている範割れの痕跡、そして、他の範傷の一一致から判断して、南新造院跡軒丸瓦II類と同范である。

さらに詳細に範割れや範傷を検討すると、範割れは「蓮弁A」から中房に及ぶが、中房で明瞭な段差とはなっていない。「蓮弁C」に範割れの段差はない。「蓮弁C」先端は欠損して範傷の有無は不明である。また、中房蓮子は高い。

このように、大寺谷遺跡の軒丸瓦は、南新造院跡軒丸瓦II類b「範割れ2段階」の製品と判断できる。

次に、その製作手法をみると、丸瓦部は瓦当裏面のやや



【図7】 大寺谷遺跡の位置と出土瓦（1:3）

高い位置にあって、「蓮弁D A B」の裏面に接合されている。瓦当成形粘土に指で「接合溝」を付け、そこに差し込まれているが、丸瓦凹面に刻み目はない。内面接合粘土をタテ方向になでつけたのち、瓦当裏面の周囲だけにヘラケズリ調整をおこなう。瓦当側面の調整は、中央から左右に向かうヘラケズリである。瓦当径16cm、厚さ3.2cm、細かな砂粒を多く含んだ胎土である。焼きは硬い。暗灰色だが一部茶褐色に変色している。火を受けたのだろうか。

この大寺谷遺跡出土軒丸瓦は、南新造院跡軒丸瓦II類b「範割れ2段階」のものだが、南新造院跡のII類a「範割れ1段階」に近似した製品で、南新造院跡出土品では図5-4が近い。そして、瓦当がやや薄いことや、胎土に多くの砂粒を含むこと、さらに、接合される丸瓦に刻み目が入れられない、など製作手法の違いが明確である。

以上、大寺谷遺跡出土軒丸瓦は、南新造院跡II類b同范品だが、製品が移動したものではなく、南新造院跡の造瓦所⁽¹⁰⁾を離れた範型を用いて、おそらくこの近傍で製作されたものと判断される。

5. 山代郷南新造院跡の軒平瓦 I類と II類

山代郷南新造院跡では、出土軒瓦の比率からみて軒丸瓦 II類は軒平瓦 II類と組み合う。軒平瓦 II類は内向する3回反転均整唐草紋軒平瓦である。II類の前に、同種の紋様をもつ軒平瓦 I類の資料紹介をしておく。

軒平瓦 I類 「風土記の丘」に2点(図8-1・2),「弥生の森」に1点(図8-3)ある。すべてを図示する。

図8-1は、中心飾りから瓦当の左半分を残す資料で、平瓦部も25cmあまり残っている。段頸で、一枚作りの軒平瓦とみてよかろう。

凹面は全面にヨコナデ調整されていて布圧痕や糸切り痕がみえない。凸面はヨコナデのちタテヘラケズリ調整がされ、叩きの種類はわからない。凸面調整ののちに凹面調整がおこなわれており、凸面には凹型台の痕跡が付く。

段頸は長さ約5cm、頸の深さ約1cmに復元できる。瓦当面厚約6.5cm、段部での厚さ4.6cm、残っている端での厚さ1.7cmである。破断面の粘土の隙間などから推測すると、次のような製作手法であったと推測する。

凸型台上に瓦の大きさの厚さ2cmほどの粘土板を置き、次に、瓦当となる広端側にほぼ同じ厚さで幅約15cmの粘土板を重ねて狭端側へ強くナデ付けて貼り合わせる。さらに、段頸を形作るために頸部に幅約5cmの粘土板を貼り重

ね、段部を調整する。砂粒の少ない緻密な胎土で、やや軟質の焼きである。表面は褐灰色、芯は灰茶色。

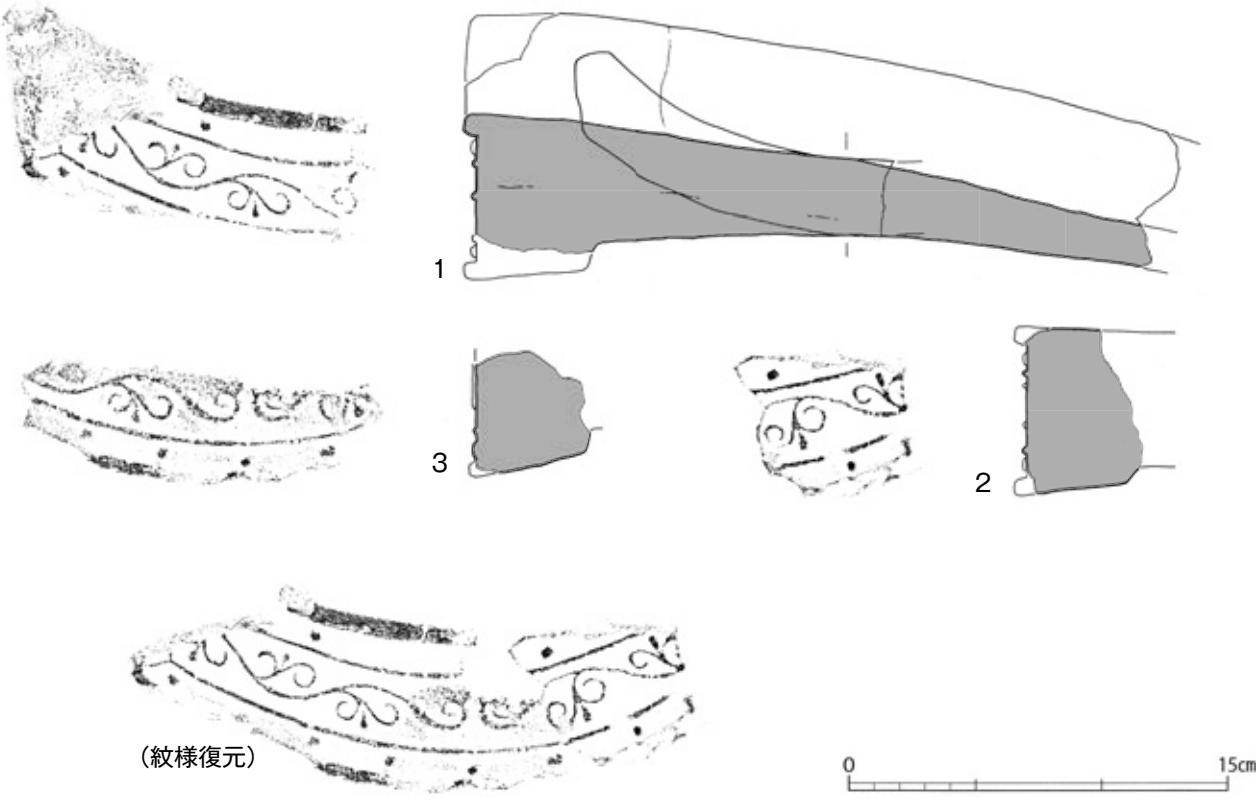
図8-2は、右第2・3単位の破片。頸部を残している。胎土と焼きは、1と共に通する。灰白色。

図8-3は、中心飾りと右第3単位そして左第2・3単位を残す破片。平瓦部は欠損している。図8-1・2と同様の段頸。調整手法などは不明。胎土と焼きは他と同じ。

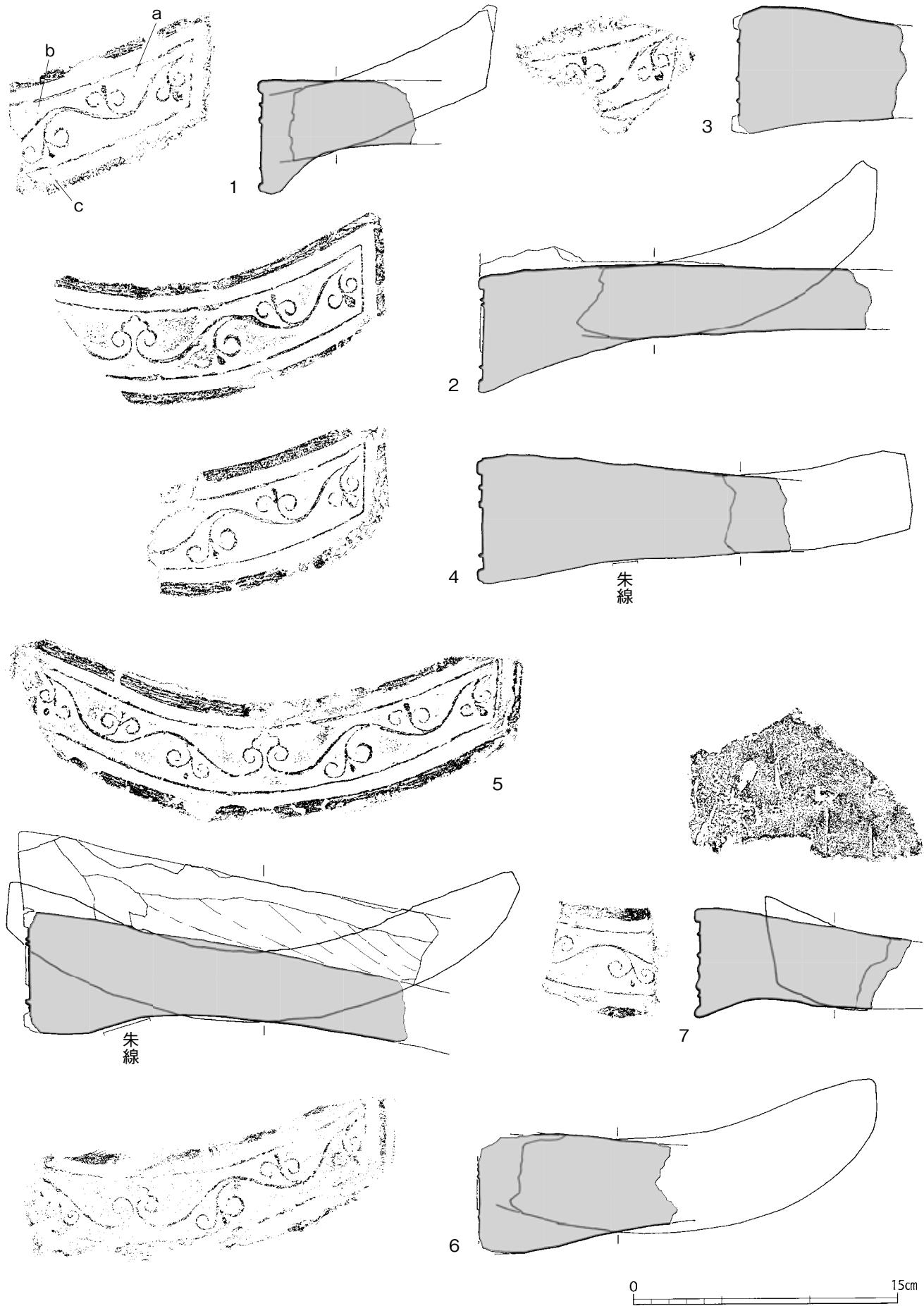
軒平瓦 II類 「風土記の丘」8点のうち6点(図9-1~6)と「弥生の森」1点(図9-7)を図示した。

図9-1は、右半3単位分の破片。頸面をもたない曲線頸の個体である。側面は凹面と鋭角をなし、ほぼ垂直に立つものと推定される。瓦当近くの凹面はヨコヘラケズリ調整、凸面はタテヘラケズリ調整である。側面はタテヘラケズリのちナデ調整。細かい砂粒を含む緻密な胎土で、焼きは硬い。灰色。瓦当厚は6.5cm、平瓦部厚3.7cm⁽¹¹⁾。

図9-2は、中心飾りを含む右半の破片。やや直線気味の曲線頸である。凹面と側面は鋭角をなす。凹面は、瓦当寄り約14cmをヨコ方向の雑なナデ調整し、以下は糸切り痕と布圧痕を残す。凸面は雑なタテナデ調整で、側面近くはタテヘラケズリ調整(瓦当→狭端方向)。瓦当沿いの一部にヨコ方向のナデ調整がある。側面もタテ方向のナデ調整で、瓦当沿いのみヘラケズリ調整がある。瓦当厚6.7cm、平瓦部厚3.3cm。砂粒を含まない緻密な胎土で、焼きは硬い。灰色で、焼きのよい瓦当面は青灰色である。



【図8】 山代郷南新造院跡出土軒平瓦 I類 (1:3)



【図9】 山代郷南新造院跡出土軒平瓦Ⅱ類 (1:3)

図9-3は、右端の破片。直線顎で、凹面の瓦当寄り6cmはヨコにヘラケズリ調整、以下は未調整。糸切り痕は、瓦当右隅から狭端左隅に向かって走る。凸面と側面はタテヘラケズリ調整。砂粒の少ない緻密な胎土で、焼きは硬い。灰褐色で、芯は淡赤褐色。

図9-4は、直線顎をもった右半部の破片。側面は凹凸面とほぼ直角をなす。凹面は、瓦当から約9cmの範囲をヨコ方向のヘラケズリ調整。以下は未調整。糸切り痕は、瓦当右隅から狭端左隅に向かって走る。側縁沿いは瓦当から狭端に向かうタテヘラケズリ調整である。凸面および側面も狭端に向かうタテヘラケズリ調整。瓦当の上下には、範端痕跡がある。凸面の瓦当から9cmほどの所には、幅約1cmの朱線が付いており、茅負からの瓦の出が3寸だったとわかる。瓦当厚7cm、平瓦部厚4cm。細かい砂粒を含むが緻密な胎土で、焼きは硬い。灰色。

図9-5は、瓦当部をほぼ残す唯一の資料。幅3.5cmほどの顎面をもった緩い曲線顎をもつ。横断面は、凹凸面にタテヘラケズリ調整を加えて側縁をやや薄く仕上げてある。凹面には、瓦当寄りの幅約6cmにヨコ方向のヘラケズリ調整があり、以下は未調整。糸切り痕は瓦当左隅から狭端右隅に向かう。また、長軸方向に幅1cmほどの「内叩き」の痕跡が7条ほど残っている。凸面は、瓦当寄りの顎面にナナメのヘラケズリ調整、それ以下はタテヘラケズリ調整。側面は右が幅約1cm、左が幅約2.5cmで、ともにタテヘラケズリ調整のちナデ調整。凸面の瓦当面から6~7cmの所には、幅約2.5cmの朱線が残り、茅負からの瓦の出が2寸半とわかる。瓦当面の上下には範端の痕跡がある。瓦当幅29cm、瓦当厚6.8cm、平瓦部厚3.5cm。細かい砂粒を含んだ緻密な胎土で、焼きは硬い。灰色。

図9-6は、左第3単位を含むおよそ右半分の破片。ごくわずかに湾曲する直線顎で、瓦当面沿いに面をもつようである。側辺は、凹面側をヘラケズリしてやや薄く仕上げる。全体に摩滅して調整は不明。砂粒の少ない緻密な胎土。やや硬い焼きで明茶灰色。

図9-7は「弥生の森」所蔵品。左第2・3単位の破片。左側辺を焼成前に斜めにカットした隅切り軒平瓦である⁽¹²⁾。顎は曲線顎。凹面は全面にヨコ方向のヘラケズリ調整、凸面はタテヘラケズリ調整。

以上、個別資料について記した。軒平瓦I類は段顎の資料に限られ、凹凸面とも丁寧な調整を加えるようである。

軒平瓦II類は、曲線顎(図9-1・3・7)と直線顎(2・4)、顎面をもつ直線顎(5・6)に分かれ、断面形や凹面のヘラケズリの範囲など、曲線顎とその他で違いがある。曲線顎がより古い段階の製品と考える。

6. 山代郷南新造院跡のその他の瓦

本論の主題は、山代郷南新造院跡と大寺谷遺跡とで同範関係にある南新造院跡軒丸瓦II類、およびそれと南新造院跡で組み合う軒平瓦II類だが、その他の軒瓦についてもかいつまんでふれておこう。

図10-1は、軒丸瓦I類。中房は突出するが高くはない。内区と外区は圈線のある段差で、外区内縁と外縁は段差で区画されるのが特徴的である。内縁の珠紋は、蓮弁と間弁とに対応する。瓦当裏面は中央がくぼみ、丸瓦部側面に多くの接合粘土を付けている。裏面調整はユビナデ。瓦当径15.7cm、瓦当厚4.4cm

図10-2は、軒丸瓦III類。中房から弁区にかけての資料で、丸瓦部は脱落している。丸瓦に刻み目はない。

図10-3は、軒丸瓦IV類。外区の一部を欠くだけで瓦当部がほぼ残る。瓦当裏面調整は、下半がヨコのヘラケズリ、上半がナデツケ。瓦当側面は調整されず、カセ型の木目圧痕が明瞭である。瓦当径14.0cm、瓦当厚2.1cm。

図10-4は、軒平瓦0類。内区から下外区にかけての小破片である。調整は不明。

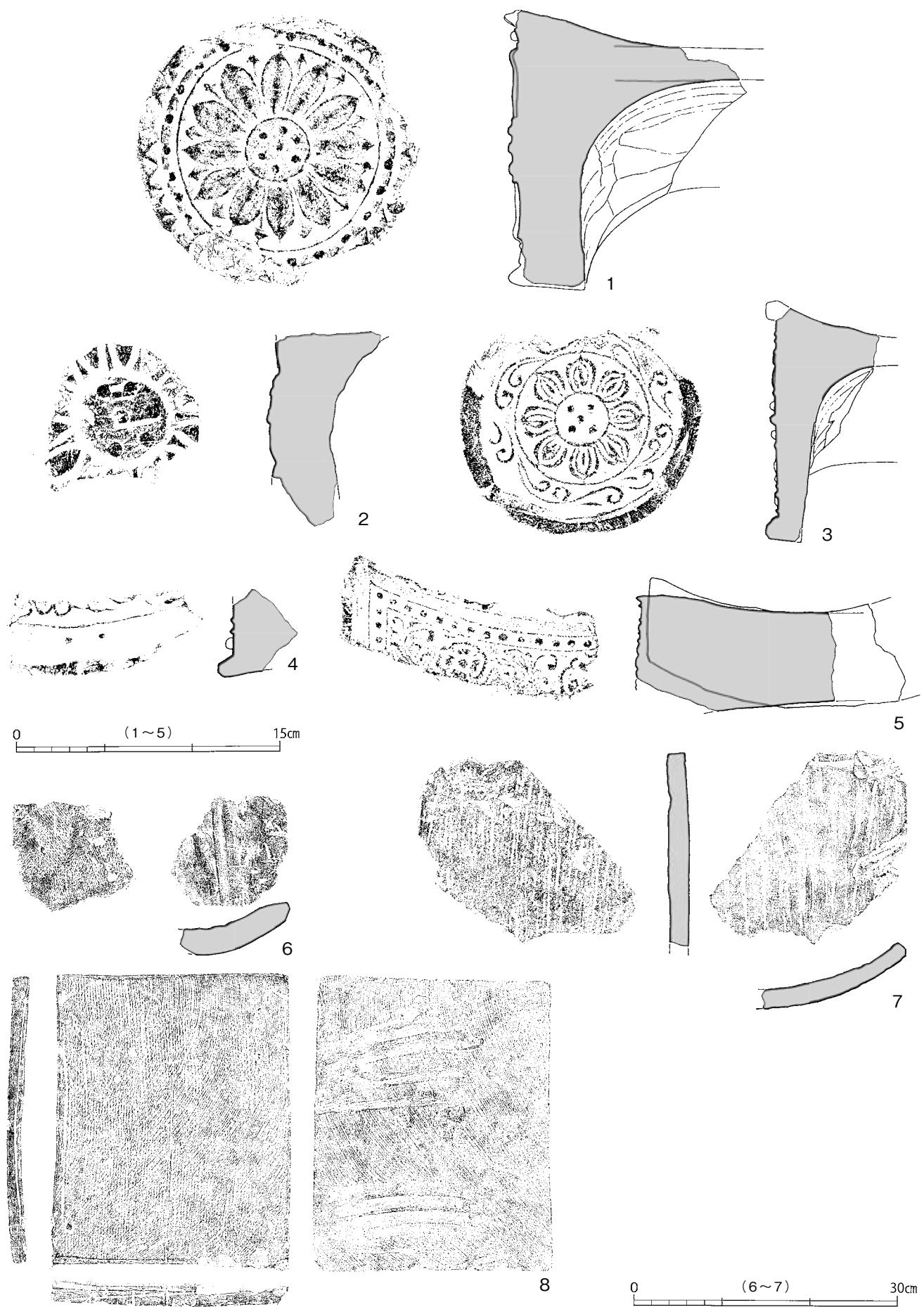
図10-5は、軒平瓦V類。左半分の資料である。顎は剥離しているが、直線顎であろう。凸面と側面はタテヘラケズリ調整、凹面の瓦当寄りのみヨコのヘラケズリ調整。

図10-6は、軒平瓦の平瓦部破片。凸面には、ナナメの繩叩き痕が重複する。

図10-7は、「弥生の森」所蔵の平瓦。凸面に雑なタテ繩叩き痕を残し、凹面には糸切り痕と布压痕がある。凹面には、この布压痕を消すように2方向の条線が付く。これまで南新造院跡出土平瓦に観察されてきた技法痕跡だが、その解釈が定まっていなかった⁽¹³⁾。これは、桶巻き作りを示す側板痕跡ではなく、細い叩き板を使った「補足叩き」の痕跡である。一枚作り平瓦を乾燥させた後、その曲率をそろえるためにおこなわれる作業である。

図10-8は、未分割の熨斗瓦。タテ33.5cm、ヨコ26.7cm、厚さ1.8cmある。両面に糸切り痕があり、片方の面に繩叩き痕と分割の目安となる截線がある(こちらを表として記述する)。表裏の糸切痕は同じ方向である。表面のみ四辺に面取りがあり、短辺側面にも截線がある。

截線から図の左辺までの幅13cm、右辺まで14cmで、従来の出土品と同じく平均幅13.5cm(4寸半)の熨斗瓦である。作業者2名での製作が想像される⁽¹⁴⁾。



【図10】 その他の瓦 (上段 1:3, 下段 1:6)

7. おわりに -南新造院の修造と大寺谷遺跡

松江市山代町に所在する意宇郡山代郷南新造院跡（四王寺跡）と出雲市東林木町に所在する大寺谷遺跡から出土した軒丸瓦を中心にして、八雲立つ風土記の丘展示学習館と出雲弥生の森博物館が収蔵する瓦について述べてきた。

2つの遺跡は、軒丸瓦の同範関係で結ばれている。さらに、その南新造院跡軒丸瓦Ⅱ類を詳細に検討した結果、この軒丸瓦は範型に彫り直しがあり、「範割れ前段階」と「範割れ1段階」の2段階にあたる軒丸瓦Ⅱ類aと、「範割れ2段階」と「範割れ3段階」の軒丸瓦Ⅱ類bとに細分できた。南新造院跡では、軒丸瓦Ⅱ類a・bの各段階の製品が出土することを確認し、大寺谷遺跡出土資料は、南新造院跡軒丸瓦Ⅱ類bと同範で「範割れ2段階」であることを示した。

南新造院跡軒丸瓦Ⅱ類が範型の傷みと彫り直しを経て、かなり長期間にわたり製作された状況は、これと組み合う軒平瓦Ⅱ類の顎形態や横断面などが多様であることとも対応する。軒丸瓦Ⅱ類と軒平瓦Ⅱ類を使った南新造院跡の造営なり修理なりが、かなり大規模だったことを物語る事実である。

そこで、まず、今回の調査成果によって山代郷南新造院における伽藍の修造について再検討を試みたい。そして、軒瓦の年代を検討し、それをもとに山代郷南新造院と大寺谷遺跡との関係について述べることとする。

山代郷南新造院の伽藍とその修造

山代郷南新造院は、出雲臣弟山が建立した寺院である（『出雲国風土記』意宇郡）。天平5年（733）当時は「教堂」のみで「住僧一軀」だった⁽¹⁵⁾。

2007年の八雲立つ風土記の丘展示学習館のリニューアルにともない、「古代の八雲立つ風土記の丘 千分の一復元模型」が製作された時には、伽藍配置について次のような考証がおこなわれた（林2009・2011）。

- ① 1・2次調査で確認された建物基壇は、東西方向に長さがあるので講堂と判断する。
- ② この建物基壇の北にある一段高い平坦面（北側にある東西約40m、南北約30mの平坦面）は、他の建物を見下ろす位置なので、格式の高い金堂・塔が建つのにふさわしい。
- ③ 建物基壇の北側の瓦溜りは、この一段高い場所にあつた別の建物に関わり、その建物建設は創建当初であろう。これは基本的には『報告X』の、基壇上に新しい礎石建物が建てられたとの所見⁽¹⁶⁾を受け継ぐものである。

しかしながら、このような想定の元におこなわれた5次調査でも、金堂や塔の所在地と推定された一段高い平坦面では、古代の遺構が発見されなかった。これを受けて、「この平坦面上に古代寺院の主要部は及んでいなかったと考えられる。」と結論付けられた（林2011）。

そこで、まず、1・2次調査で確認された建物基壇についてあらためて検討しよう。この基壇に建つのは講堂と推定された（林2009）。『出雲国風土記』細川家本の「教堂」には整合的であるが、基壇の平面形から考えれば、金堂とみるほうがよいと考える。基壇は東西約23m×南北約16mなので（『報告V』），通常、五間四面（庇を含めて7間×4間）の講堂よりは、三間四面（庇を含めて5間×4間）のほうが建物の桁行・梁間比率とよく合う。

基壇規模からすると山代郷北新造院跡（来美廃寺）の金堂（第2基壇、東西12.9m×南北10.8m）をはるかに凌駕し、大和山田寺や法隆寺西院伽藍の金堂と匹敵する大きさである。しかし、かつてここから掘り出されたという礎石が径1.27m（4尺2寸）あって加工の入念なものだったとの記録（野津1926、768頁）を信ずれば、ここにかなり大きな金堂が建っていたとの想定は、それほど無稽とも思えない。山代郷南新造院跡で確認されている建物基壇は、これを金堂跡と考える。

次に、その創建軒瓦について検討する。

『報告X』では、この基壇上の建物の創建軒瓦に軒丸瓦Ⅱ類と軒平瓦Ⅱ類を考えた。しかし、これには問題がある。おそらくは、基壇北側の乱石積み基壇化粧に軒平瓦Ⅱ類が積み込んでいたことが、推定の根拠だろうが、この基壇化粧を報告した『報告V』ではより慎重に「基壇の石積施工時期については（中略）四王寺Ⅱ類軒平瓦（中略）の制作年代をさかのぼらないと考えられる。」（34頁），と述べている。こちらの考えが妥当だと思う。

建物基壇より北方に瓦葺建物が存在しなければ、基壇北側の第V調査区の瓦溜りは、ここで金堂跡と想定した基壇建物にともなうと考えざるをえない。そして、第V調査区と基壇東西および南の第I・II・IV調査区との軒瓦型式の違いは、それらが使用された建物の違いではなく、同じ建物の創建軒瓦と葺き替えの軒瓦の違いと考える。瓦の葺き替えに際し、建物の正面（南面）には新調された瓦を使い、古いがまだ使える瓦を背面（北面）にまわすことはよくあることだ。南新造院跡の基壇周囲で、北面の瓦溜りにだけ古い型式の軒瓦が混じるのはこのためだと考える。

したがって、この基壇上の建物の創建軒瓦は、軒丸瓦Ⅰ類と軒平瓦Ⅰ類だったと考え、軒丸瓦Ⅱ類と軒平瓦Ⅱ類は修理にともなう葺き替えの軒瓦と推定する。

軒丸瓦Ⅱ類と軒平瓦Ⅱ類の年代

南新造院跡において軒丸瓦Ⅱ類が長期間にわたって製作されたことは、その範割れの具合や、組み合う軒平瓦Ⅱ類の顎形態や側面の形状が多様であることからうかがえる。では、その時期はいつか。

南新造院跡軒丸瓦Ⅱ類の紋様は朝鮮半島に類例が認められるものの、列島内では類品が見あたらない（亀田1993）。軒平瓦Ⅱ類およびⅠ類のような、外側から中心へと向かう内向の均整唐草紋軒平瓦も同様で、平城宮では神護景雲元年（767）完成の東院玉殿に葺かれた緑釉軒瓦のうち、軒平瓦6760型式Aが同種の紋様である。

しかし、南新造院跡の軒平瓦Ⅰ類あるいは軒丸瓦Ⅱ類－軒平瓦Ⅱ類のセットがそこまで年代が降るとは思えない。それは、まず軒平瓦Ⅰ類の顎の形状と製作技法からの判断である。

平城宮では、桶巻作り技法による軒平瓦は養老5年（721）頃にはほぼなくなる（毛利光・花谷1991）。南新造院跡軒平瓦Ⅰ類のような一枚作りで段顎の軒平瓦は、平城宮・京軒瓦編年第Ⅰ期後半（第Ⅰ—2期）に登場し、第Ⅱ期前半（第Ⅱ—1期）に主流となる。第Ⅱ—1期の年代は、養老5年（721）から天平初年（729）頃にあてられている。

また、南新造院跡軒平瓦Ⅱ類は、曲線顎と直線顎のものがあり、曲線顎のものが初期の製品であることを示した。平城宮の軒平瓦と比較すると、その顎の形は「曲線顎Ⅰ」と分類したものにはほぼ共通する。瓦当面沿いの凸面に「顎面」をもたない曲線顎である。この「曲線顎Ⅰ」は、平城宮・京軒瓦編年の第Ⅱ—2期（天平初年（729）頃～天平17年（745））に特徴的であり、第Ⅲ期以降（745～）にはみられなくなる形態である。

このように、平城編年と対比した場合、南新造院跡軒平瓦Ⅰ類はおよそ720年代に、軒平瓦Ⅱ類の製作開始時期は730年代から740年代初め頃と推測できる。南新造院跡では桶巻作り平瓦はこれまで確認されていないので、その創建時期は720年代と推定してよいだろう⁽¹⁷⁾。

軒丸瓦Ⅱ類－軒平瓦Ⅱ類を使った南新造院での修造は、かなり大がかりなものだったと推測できる。発掘調査で出土した軒瓦で算定すると、軒丸瓦Ⅱ類は18点のうち6点（33%）、軒平瓦Ⅱ類は31点のうち18点（58%）に上るからである。

基壇建物跡に関わる第Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ調査区から出土した軒平瓦Ⅱ類は、曲線顎のものが7点に対し、直線顎のものわずかに1点である⁽¹⁸⁾。

よって、基壇建物に使われた軒平瓦Ⅱ類は曲線顎の製品

だったと考える。これと組み合う軒丸瓦Ⅱ類は、Ⅱ類aあるいはⅡ類bの初期段階の製品だったとみてよい。そして、第Ⅳ調査区から出土した曲線顎の軒平瓦Ⅱ類には、凸面に朱線が付いたものがある（『報告V』26頁）から、この葺き替えは建物の塗り直しをともなう修理だったと推測できるだろう。

一方、今回報告した軒平瓦Ⅱ類のなかには、直線顎で朱線を残す資料が2点あった。これらは、金堂の葺き替えより後の時期に別の堂宇に使われた瓦と推定される。これは、8世紀後半に降る可能性も十分あるだろうと考える。

山代郷南新造院と大寺谷遺跡－弟山の祈り

2つの遺跡の間に認められた同範関係は、製品の移動によるのではなく、範型だけが大寺谷遺跡の造瓦所へと移動して成立したものである。そして、その範型は再度、南新造院跡に戻ってさらに同範瓦の製作がおこなわれた。となれば、大寺谷遺跡の瓦葺建物あるいは寺院の実態こそまだ不明だが、その建設には、南新造院造立者・出雲臣弟山の強い意思が背景にあったと推定して過たないのでないか。

出雲臣弟山は、天平18年（746）に国造となり、天平勝宝2年（750）と同3年（751）に神賀詞を奏上している。南新造院での軒丸瓦Ⅱ類と軒平瓦Ⅱ類を使った修造と大寺谷遺跡への範型移動は、弟山の国造就任を契機にした、とまでは確言できないが、前後する時期に起こった。

出雲国府から見て、大寺谷遺跡はほぼ真西に位置し、その彼方には新羅がある。また、大寺谷遺跡は、「北山」と通称される山地の南麓にあるが、この山地は『出雲國風土記』の「国引き神話」に新羅から引き寄せられた土地、「支豆支御崎（きづきのみさき）」と記される。さらに、大寺谷遺跡の北の山上には、「多夫志烽（たぶしのとぶひ）」もあった。

出雲臣弟山発願の寺院は、のちに「シワジ=四王寺」とよばれ、大寺谷遺跡の近傍には平安時代の四天王像⁽¹⁹⁾が伝来する。これまでには、『日本三代実録』貞觀9年（876）5月26日条の、出雲国以下、山陰道5カ国への四天王像八幅の下賜に事寄せて語られることが多かった。だが、天平4年（732）から天平6年（734）、対新羅関係の悪化にともない、山陰道にも節度使が派遣されていて、出雲臣弟山もこれに関与していることをも想起すれば、弟山の対外的危機感が神仏をあげての「国土防衛」を企図したとの想像を禁じえない。それは、神と人との間をとりもつ出雲国造が、「間（あわい）の土地・出雲」（花谷2012）においてこそ執り行わなければならないことだったのではなかろうか、と思う。

注

(1) 岸崎時照の所説が大正・昭和期の出雲風土記研究者によって間違った引用のされ方をしていること(後藤1926や加藤1981など)については、松本岩雄による指摘がある(松本1985 10頁)。

岸崎は「山代郷北新造院」についても、「鈔曰古之四里二百歩今曰七町二十間 此寺未詳何處也 丈竹屋村有国分寺之舊基 乃磊落礎少々 今猶存矣」と述べるにとどまっている。出雲国分寺跡にあてていたとみる説があるが、「国分寺の舊基」と明記しているし、その記述は単なるメモ書きのように思える。

なお、こちらについては、早く横山永福が『出雲風土記考』で「國分寺ハ天平九年造立なれハ國分寺専あらざること明けし、師説専古志原村五町場玉請山東専寺止古といふ山畠ありて柱の根石も残れり、是専なるへしとや」と述べている。

(2) ここで(後藤1927)が「射的場の西北」とするのを、山本はのちに「後藤氏の「西北」とあるのは正しくは「東北」で、今、工業団地の西側隣接地である。」と訂正している(山本1995 257頁)。

(3) 一つ疑問に思うのは、旧陸軍歩兵第63連隊古志原駐屯(入営は明治41年(1908)11月16日)前の射撃場建設とともに発見されたはずの「来美廃寺」が、ようやく昭和になって研究者にとり上げられ始めることである。射撃場建設によって発見された礎石は、かつて連隊の営庭におかれていた。また、梅原末治の論考は前年の現地調査に基づいているが、この時、長谷川千代衛・愛雄が収集した考古資料を見学している。この中には「来美廃寺」出土品が含まれていたはずである。また、野津左馬之助は『島根縣史』編纂にあたっての資料調査で長谷川家の資料調査をしている。『島根縣史』第五巻国司政治時代の附圖第九十一に掲載された瓦は、長谷川家蔵資料の一部である。出雲国分寺跡・「四王寺跡」・「国府跡」の瓦が5点みえるが、「来美廃寺」の瓦はなく、本文にもそのことはまったくふれられていない。軒瓦がなかつたせいかもしれない。

(4) 伽藍配置については、林建亮の復元案がある(林2009)。これについては、後に検討する。

(5) 外縁に凸鋸歯紋をもつIa類と、素紋のIb類に細分されている(『報告V』)。だが、内田律雄氏の教示によれば、「平塚コレクション」の中にI類より瓦当径の小さい別範の同紋軒丸瓦があるとのことである。

(6) 藤原宮式偏行唐草紋軒平瓦6646型式や6647型式の単位紋様に類似する。中心飾りは平城京大安寺所用軒平瓦

6712型式Aにやや似る。

(7) 軒瓦の型式番号に、範型の掘り直しをa・bなどアルファベット小文字で表示する手法は、(奈文研・奈良市教委1996)などによる。

(8)「山代村四王寺」の墨書と「山代／四王寺」の貼紙あり。

(9) 凸面に「四王寺／大正六年八月十九日」、凹面に「京都帝国大学教務／嘱托梅原末吉氏一行／大庭大草地方古墳探／查ノ途拾得ス」の墨書がある。

(10) 山代郷南新造院の造瓦所の遺跡には、小無田瓦窯跡が知られているが、軒丸瓦II類の出土は報告されていない(瀬古1997)。

(11) この資料の瓦当面には、右第2単位の右側(図中a)、第3単位の上(図中b)そして第3単位下の外区(図中c)に小さな突起がある。範型制作時に紋様の下図を留めた針穴であろうか。

(12) 軒平瓦II類の隅軒平瓦は、南新造院跡で右隅軒平瓦1点が報告されている(『報告IV』24頁第14図3)。また、小無田瓦窯跡2号窯跡にも左隅軒平瓦1点がある(瀬古1997, 19頁第11図24)。いずれも、曲線頸の製品である。

(13)『報告X』で「模骨状の痕跡」(19頁)、(瀬古1997)で「模骨状の圧痕」とされたもの。

(14) 作り方は以下。所定の大きさの粘土の直方体を用意し、作業者(図の左側に立つ)が左から右に弓を動かして(図では上から下)上面をそろえる。繩を巻いたT字形の叩き具で上面を叩く。截線を引く。四辺を面取りする。側面に截線を追加する。再度、同じ方向に弓を動かして所定の厚さに切る。反対側に立つ補助者が両手を差し入れて取り上げる。

(15)「教堂」は細川家本(沖森ほか2005)による。加藤義成は「嚴堂」と校訂する。

出雲臣弟山はこの時、飯石郡少領であったが、13年後の天平18年(746)に出雲国造に就任、天平勝宝2年(750)と3年(751)に神賀詞を奏上した。天平宝字8年(764)には出雲臣益方が国造に就任しているので、このころ没したのであろう。

(16)「まず、8世紀前半に軒丸瓦I類、軒平瓦O類を使って今ある基壇の北側に新造院が創建され、8世紀中頃以降に今の基壇に軒丸瓦II類、軒平瓦II類を使って新しい礎石建物が建立されたということになろう。そしてこの新造院の拡大整備の契機となったのは、第一次調査の報告で指摘したように、出雲臣弟山の出雲国造就任であった可能性が強い。」(22・23頁)

(17) 小無田瓦窯跡(山代郷南新造院跡瓦窯)には1点桶巻き作り平瓦らしい資料が紹介されている(瀬古1997, 12

頁第7図9)。

(18) 各調査区で顎の違いで点数を集計すると、

第I調査区：曲線顎3点、直線顎1点

第II調査区：曲線顎2点、直線顎0点

第IV調査区：曲線顎2点、直線顎0点、不明1点

第V調査区：曲線顎0点、直線顎1点、不明1点

第VII調査区：曲線顎3点、直線顎4点

となる。

(19) この像については「平安時代前期の作例よりも、奈

良・大安寺の四天王立像(重要文化財)など、奈良時代

の作例に通ずるものがあり、この像の造形は奈良との関

係を強く感じさせる。」(東博・読売新聞2006、266頁作

品解説)との評価がある。

参考・引用文献

- 朝山 眩 1953「出雲國風土記における地理上の諸問題」
平泉澄監修『出雲國風土記の研究』出雲大社・皇學館大學出版部, 449–502頁。
- 足立克己・角田徳幸 1994『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告X 一島根県松江市山代町所在・山代郷南新造院(四王寺)跡一』島根県教育委員会。
- 出雲考古学研究会 1983『出雲平野の集落遺跡I』古代の出雲を考える3。
- 井上狷介 1947「瓦二三への課題」『島根考古学』第1号, 島根考古学会, 頁数不明。
- 今岡 稔・勝部 昭・川上 稔・西尾克己 1984『神門寺境内廃寺 一第2次発掘調査概報』出雲市教育委員会。
- 上原真人 1985「教吳寺出土軒瓦の再検討」『教吳寺』安来市教育委員会, 11–16頁。
- 岡本東三 1974「同范軒平瓦について」『考古学雑誌』第60巻第1号, 日本考古学会, 83–92頁。
- 沖森卓也・佐藤 信・矢嶋 泉 2005『出雲國風土記』山川出版。
- 加藤義成 1962『修訂 出雲國風土記参究』今井書店。
- 龜田修一 1993「朝鮮半島から見た出雲・石見の瓦」『八雲立つ風土記の丘』No.118・119合併号, 島根県立八雲立つ風土記の丘, 2–17頁。
- 後藤藏四郎 1926『出雲國風土記考證』大岡山書店。
- 後藤藏四郎 1937『出雲風土記註解』島根県教育會編, 六盟館。
- 近藤 正 1968「『出雲國風土記』所載の新造院とその造立者」『日本歴史考古学論叢』2, 雄山閣出版(のち『山陰古代文化の研究』1978年, 85–117頁に再録)。
- 瀬古諒子 1995『寺の前遺跡発掘調査報告書』松江市文化財調査報告書第62集, 松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団。
- 瀬古諒子 1997『小無田II遺跡発掘調査概報』松江市文化財調査報告書第75集, 松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団。
- 曾田辰雄・金山正樹 1996『四王寺跡発掘調査報告書 一団原排水路改良工事に伴う』松江市文化財調査報告書 第69集, 松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団。
- 瀧音能之 1995「韓国伊大氏神社の創建とその背景」『出雲世界と古代の山陰』古代王権と交流7, 名著出版, 297–322頁。
- 東京国立博物館・読売新聞東京本社文化事業部 2006『特別展 仏像 一木にこめられた祈り』読売新聞東京本社。
- 奈良文化財研究所・奈良市教育委員会編 1996『平城京・藤原京軒瓦型式一覧』。
- 丹羽野裕ほか 2009『出雲国府周辺の復元研究 一古代八雲立つ風土記の丘復元の記録一』島根県古代文化センター調査研究報告書43, 島根県古代文化センター。
- 花谷 浩 2011「瓦礫陶拾遺 一明治大正期のある好古家の遺産」『島根県考古学会誌』第28集, 島根考古学会, 103–108頁。
- 花谷 浩 2012「出雲と飛鳥」『季刊 明日香風』第121号, 古都飛鳥保存財団, 23–28頁。
- 野津左馬之助 1926『島根縣史 第五篇 國司政治時代』島根縣内務部島根縣史編纂掛。
- 林 健亮 2007『山代郷北新造院跡』史跡出雲国山代郷遺跡群北新造院跡(来美廃寺)発掘調査報告書, 島根県教育委員会。
- 林 健亮 2009「寺院の復元」『出雲国府周辺の復元研究 一古代八雲立つ風土記の丘復元の記録一』島根県古代文化センター調査研究報告書43, 島根県古代文化センター, 68–76頁。
- 林 健亮 2011「附編 山代郷南新造院跡」『史跡出雲国府跡 一7一』風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書20, 島根県教育委員会, 95–100頁。
- 原 重夫 1990「出雲の大寺薬師由緒に関する研究」『とびす(東西林木町)ふるさとの歴史』雅美園, 67–97頁。
- 平野芳英 1992『古代の出雲と朝鮮半島 日本海が結ぶ古代文化交流』1992年特別展図録, 島根県立八雲立つ風土記の丘資料館。
- 松本岩雄 1985『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告IV 一島根県松江市山代町所在・四王寺跡一』島根県教育委員会。
- 三舟隆之 1995「上淀廃寺と山陰の古代寺院」『出雲世界と古代の山陰』古代王権と交流7, 名著出版, 119–157頁。
- 宮沢明久・松本岩雄・平野芳英・三宅博士 1988『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告V 一島根県松江市山代町所在・四王寺跡一』島根県教育委員会。
- 毛利光俊彦・花谷浩 1991「考察 屋瓦」『平城宮発掘調査報告X III』奈良国立文化財研究所。
- 柳浦俊一 2002『来美廃寺』風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書13, 島根県教育委員会。
- 山本 清 1953「遺跡の示す古代出雲の様相」平泉澄監修『出雲國風土記の研究』出雲大社・皇學館大學出版部, 413–447頁。
- 山本 清 1995『古代出雲の考古学 一遺跡と歩んだ70年一』ハーベスト出版。

共同研究「出雲国意宇郡山代郷南新造院跡と出雲郡大寺谷遺跡の同瓦について」

共同研究の体制

共同研究代表者：花谷 浩
(出雲市立出雲弥生の森博物館)
共同研究者：高屋茂男
(八雲立つ風土記の丘)

第3回

平成24年2月19日(日)
会場：島根県立八雲立つ風土記の丘
参加者：花谷
内容：南新造院跡出土軒丸瓦、軒平瓦の拓本の実測・採取、原稿打ち合わせ

共同研究の内容

松江市山代町山代郷南新造院跡(県指定史跡 通称：四王寺跡)と出雲市東林木町大寺谷遺跡出土の瓦の比較研究である。両遺跡とともに表採資料が八雲立つ風土記の丘と出雲弥生の森博物館に収蔵されている。山代郷南新造院跡はこれまで5次にわたる発掘調査がおこなわれている(松本1985、宮沢ほか1988、足立・角田1994、曾田・金山1996、林2011)が、一方の大寺谷遺跡では、まだ発掘調査はおこなわれていない。

これらの資料は十分な検討がされていないが、出土した瓦は同範品と考えられる。このような資料を死蔵することなく、活かしていくためにも共同研究として詳しく検討することとする。

第4回

平成24年3月4日(日)
会場：島根県立八雲立つ風土記の丘
参加者：花谷
内容：研究内容、掲載挿図確認

あとがき

打ち合わせ、調査の記録

第1回

平成23年7月30日(土)
会場：島根県立八雲立つ風土記の丘
参加者：花谷、高屋
内容：共同研究体制、研究方法についての協議

第2回

平成23年8月11日(金) AM 9:00～12:00
会場：島根県立八雲立つ風土記の丘
参加者：花谷、高屋
内容：南新造院跡出土軒丸瓦、軒平瓦の点数や状態の確認

本稿は、八雲立つ風土記の丘展示学習館と出雲弥生の森博物館との共同研究の成果をまとめたものである。研究にあたって、内田律雄氏と三宅博士氏より、種々ご教示を得た。記して、感謝したい。また、風土記の丘展示学習館の本間恵美子館長を始めとする館員の方々にはたいへんお世話になった。これにもお礼を述べたい。

風土記の丘は開所40周年を迎えた。個人的な感慨を述べると、開館直前に出雲国府跡の出土品洗いをしたのが、考古資料に触れた最初だった。久しぶりに風土記の丘に日参して資料調査をしつつ、昔を思い出して楽しい一時を過ごすことができた。収蔵庫に蓄えられた資料は、常に「昔語り」をしたがっている。少しづつでも、収蔵資料という「お宝」の「昔語り」を聞き出してやるもの、学芸員の大事な仕事だろう。博物館を取り巻く情勢は必ずしも楽観できるものではないが、そうやって聞き出せた「昔語り」を来館者に伝えていけたら、と思う。

(花谷 記)

古代出雲における紙生産について

～出雲国府跡出土漆紙文書の分析と紙漉体験を通じて～

研究代表者

安 部 己 図 枝

(安部榮四郎記念館)

共同研究者

澤 田 正 明

(島根県立古代出雲歴史博物館)

高 橋 周

(出雲市立出雲弥生の森博物館)

高 屋 茂 男

(島根県立八雲立つ風土記の丘)

1. はじめに	P. 40
2. マイクロスコープでの分析	P. 40 ~ P. 41
3. 繊維の分析	P. 41 ~ P. 42
4. 古代出雲での紙の利用について	P. 42 ~ P. 44
5. 紙漉き実験を踏まえて	P. 45
6. おわりに～共同研究1年目を終えての感想～	P. 45

1. はじめに

世界の奇跡といわれる東大寺正倉院御物は、日本だけでなく、シルクロードの終着地としても各国の文化遺産を保有している。その中に、「出雲国計会帳」や「出雲国大税賑給歴名帳」のように、出雲国に関する史料も含まれている。

この正倉院宝物の紙の調査は、昭和35年から37年にかけて行われ、『正倉院の紙』として昭和45年に報告されている。この調査に抄紙技術者として、安部榮四郎が参加している。この調査は科学的調査に基づく実体解明への一歩であった。(第1次調査)

その際の安部榮四郎の調査記録のうち、「出雲国の紙」の記録を参考資料としてあげると、以下のように記している。

「出雲国計会帳」

天平5年、楮皮による代表的な溜め漉き。なお赤楮系の纖維であるのも注意すべきだろう。

糸目間隔2.5cm

天平6年 天平5年の紙と酷似しているが、糸目の間隔は狭まった。技術の進歩と見るべきであろう。

糸目間隔1.5cm

その後、平成17年から4ヶ年の計画で第2次調査が行われている。この調査によると、8世紀の紙には、均質性多様性の2つの側面が見て取れるという。またかなり早い段階から高度な水準に達した製紙技術が獲得され、用途や原料に応じて様々な紙が漉かれていたとされる。

出雲国府跡では、これまでに2001年、2009年に漆紙文書が出土している。これまで漆紙文書の研究というと、そこに記された文字に注目したもののが多かった。漆紙文書の出土は文字資料に乏しい古代に、新たな研究の視点を加えるものであった。

しかし、本共同研究の代表者である安部は、人間国宝安部榮四郎や出雲民芸紙を紹介する「紙の立場」から、古代の文字資料という研究だけでなく、紙の製作方法や成分分析から新たな研究視点を見いだしたいと考えた。しかしその手法としては、とても個人で行えるものではなく、ミュージアム協議会の共同研究というかたちで、異分野の学芸員と関わりながら、模索をしながらの出発となつた。

共同研究体制は末尾に示したが、安部が研究代表者とな

り高屋がこれを補佐し、保存科学的な立場から澤田が、古代史の立場から高橋が加わり、全員で資料のマイクロスコープ撮影による観察や科学的な分析に加え、実際に紙漉き体験を行い、古代にはどのような方法で紙漉きを行っていたかを考えるまでの基礎的な検討を行った。

漆紙文書は断片であり、正倉院文書のように、料紙全体が分かるわけではなく、情報源としては限られているが、ここでは、これらの検討で得られた結果を述べ、今後も継続的に研究を重ねていくため展望を見たい。

(高屋・安部)

【参考文献】

宮内庁正倉院事務所『正倉院紀要』第32号(2010年)

正倉院事務所編『正倉院の紙』(日本経済新聞社 1970)

2. マイクロスコープでの分析

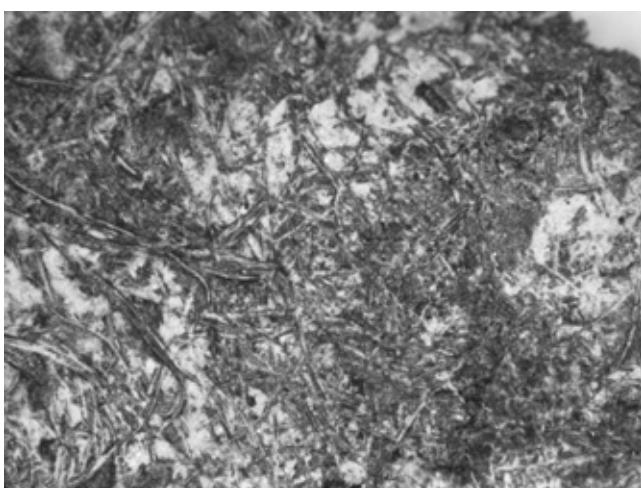
○分析資料、方法について

漆紙文書とは和紙に漆が浸み込んだために、和紙が腐らずに残った状態ものである。表面に漆が厚く付着していない部分は和紙の纖維を見ることができる。この纖維の長さ、太さ、方向などを見るために、マイクロスコープで表面を観察した。また、比較資料として安部榮四郎記念館所有の和紙についても同様の観察を行った。

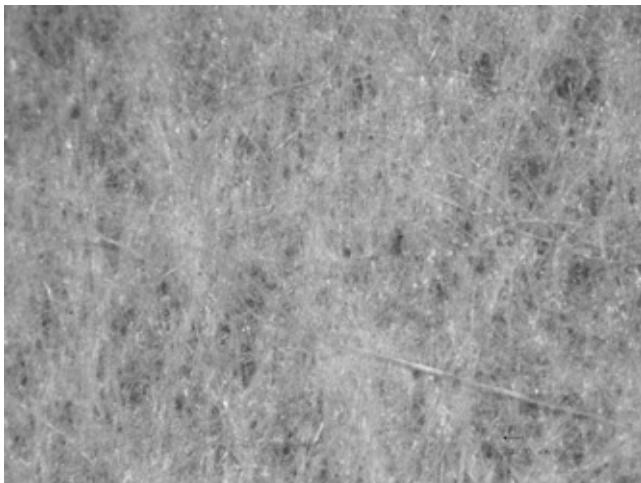
・使用機器

KEYENCE VHX-200

(レンズ VH-Z25 スタンド VH-S30)



漆紙文書 (分析資料 No.3×100)



安部榮四郎氏手漉き和紙（楮溜め漉き×100）

出雲国府跡出土漆紙文書の纖維の方向は、一方への偏りではなく、縦、横、斜めに絡まった状態である。それと比べて、安部榮四郎氏が漉いた紙は溜漉き紙に比べて流し漉きの紙は、同じ方向に向いている纖維が多い。

ただし、原料の違いや漉き方のテクニック、ネリの有無などで纖維の動きに違いがある。
(澤田)

○マイクロスコープでの所感

初步的ではあるが、どのような紙かを知りたいときに、紙を透かしてみると、纖維の流れや、糀や糸目の跡を見ることが出来る。そして厚さや原料の推定をする。

今回は厚い漆の層があり、漉き方を判断する地域性の最も出る「漉き道具」の「竹糀」の「糀の目」、「糸の目」は判らなかった。ただし、澤田氏によるマイクロスコープで表面の纖維の流れが確認でき、溜め漉きによるものと判断できる。

「纖維の流れ」というのは、漉き方を判断出来る。

漉く道具は、木製の枠（枠）と竹ひごを編んだ糀を用いて紙を漉く。道具は土地で作っていたため、竹ひごの本数や、竹ひごを結び繋げる糸の幅も違い、抄紙が行われた地方色が出る。

古代において正倉院文書の調査結果を踏まえると、最初は中国から伝わった抄紙法に基づき、公文書等を作っていたようである。材料も麻が中心で、麻類や楮や雁皮の纖維から織った古布を紙の材料としていた。しかし布から紙の紙料（纖維状態）にするまでは、多くの段階を必要とし、時間も手間もかかる。そして、水に解かした紙料を枠と竹糀等の漉き道具で汲み上げて紙にする「溜め漉き」は、纖維の流れがあらゆる方向を向き絡み合っている。また汲み上げた紙料は水の落下が早いため、厚さを均等にするのは困難だったと思われる。厚くなりがちで、纖維を押し固

めたような地合である。そして漉きあげた湿紙は重ねるとくつつくので、間に紗のようなものを挟んでいたと思われる。乾燥後も、凸凹した表面を整えるため、1枚づつ磨きをかけ、多大な労力をかけている。

この抄紙法に変化が見られるのは、奈良時代から平安時代初期にかけてである。様々な工夫や試作をしながら、手間のかかる布からではなく、原木の皮を剥ぎ、煮て叩き纖維にし、漉き方も変化を遂げた。材料もいろいろ試してみたに違いない。
(安部)

3. 繊維の分析

○分析試料選定の経緯

和紙に使われている纖維の種類を確認するための分析は破壊分析となるため、試料の選定は慎重に行わなければならない。出土地が明確なもの、墨書のないもの、和紙部分が良く残るもの、必要最小限の量などを考慮した。

選定した試料は、出雲国府跡平成21年度調査で、宮の後地区40号土坑から出土した漆紙文書（「史跡出雲国府跡7」図版45）と共に取り上げたものである。検出時にはすでに細かく割れていたため、型にはめて取り上げ、樹脂で強化しながら復元作業を行った。この時に接合できなかった破片から選定した。墨書の有無は赤外線カメラでの観察と記録を行って確認した。
(澤田)

○資料の分析結果

高知県紙産業技術センターに分析を依頼した。纖維組成試験を行い、漆紙文書に含まれる纖維の特定を行った。以下、その報告を元に、分析結果を照会する。

<サンプルから漆の除去>

精製水50mlを入れた100mlビーカーに投入し、これに水酸化ナトリウム粒状物1gを加えて加熱、沸騰後30分放置後、加熱を終了し小さなフルイの上に取り出し精製水で洗浄。しかし漆が強固であったため、精製水100mlを入れた500mlビーカーに、一度処理したサンプルを入れ、水酸化ナトリウム粒状物5gを加え、10分加熱後、超音波洗浄器にセットし、周波数45kHzで5分間処理。その後小さなフィルムに取り出し精製水で洗浄。

<纖維組成試験>

サンプルをプレパラート上に移動させ、湿潤状態で分散破壊し、精製水を滴下して光学顕微鏡により拡大観察した。JIS P 8120に基づくC染色液を用いた染色状態を拡大観察。

<繊維組成試験結果>

繊維は短く、部分的によじれるようにくねっている。繊維の先端部分は確認できず、繊維中央部に長さ方向でくぼみ(スジ)が確認される。繊維に節状の段差はみられず、楮繊維特有の薄皮(繊維表面を覆う透明の皮膜)は確認されていない。これらの結果からとC染色液での呈色具合から、楮繊維、あるいは綿繊維の可能性があるが、歴史的観点から楮繊維と判断された。

○分析の所感

想像はしていたが、楮のみで漉いた紙である可能性が強まった。繊維の方向性はマイクロスコープで観察し、溜め漉きであろうと判断した。延暦という年代から言っても全国的に溜め漉きによるものが多い。ただ漉き方を溜めと流しだけで区分することは出来ない。実際に紙を漉くと判るのだが、漉き方が問題ではなく、先に述べた紙となる原料により漉き方は変化を遂げ、また用途によっても変わり、漉く人の技術でも違いが出る。判断の難しさを痛感した。

(安部)



漆紙文書繊維



漆紙文書繊維

4. 古代出雲での紙の利用について

古代における律令制度は徹底した文書主義であり、それは地方においても同様である。その中で、利用されたのが木簡であり、紙である。木簡は出土事例が増加し、地方の末端支配での利用が明らかになりつつある。一方で、紙に関するところでは、腐蝕しやすく、そのものが土中から見つかる可能性はないと言っても良い。わずかに、漆保管のために利用された蓋紙が、漆紙文書として出土するに過ぎない。しかし、出土事例が少ないとあって、紙利用の展開を判断することは早計である。出雲国での漆紙文書の出土は出雲国府跡と出雲市・青木遺跡で知られるが、実際には、紙の生産・利用はどのような状況であったのか。古代における紙生産のあり方を中心に考察したい。

律令の上で紙に関する規定を求めるに、養老戸令19造戸籍条に「所須紙筆等調度、皆出当戸。国司勘量所須多少、臨時斟酌。不レ得侵損百姓。」とある。大宝令の註釈とされる同条集解古記は「古記云。所須紙筆等調度。皆出当戸。謂計帳亦准此。」とし、大宝令の戸令も同文であった。すなわち、6年に1度作成の戸籍は各戸提出の紙に記すとの規定である。また、古記や令釈は毎年作成の計帳・手実も、これに準じるとする。したがって、戸籍とその基本台帳の計帳・手実に必要な紙は現地調達が基本となっていたことが分かる。

また、養老賦役令1調絹絶条に調副物として、「正丁一人(略)紙六張。《長二尺。広一尺。》」とあり、養老元年(717)からは中男作物として諸国から紙の貢進が行われた。さらに、同令2調皆隨近条に「絹、絶、布両頭【首端と尾端】、及糸綿囊(つつみ)、具注国郡里戸主姓名年月日。」とあり、その義解の註釈に「謂。以紙裹両頭為囊。」とある。すなわち、紙で両端【この場合、糸綿を指すか】をつつみ、そこに貢納者名を記すのである。また、養老職員令70大国条に国守の職掌に「簿帳」とあり、地方支配でも多くの文書が必要であった。

次に、実態面における事例を見たい。天平5年「右京計帳手実」(『大日本古文書』1-481~501)に、戸記載の末尾に「紙二」「紙四」などの注記があり、実際に計帳作成での紙の現地調達を窺わせる。『延喜式』左右京職条にも、「其紙筆墨並准令条。但紙隨戸口數。《十五人輸三張。》」とあり、実際に機能した可能性が高い。その調達は、各戸での生産ではなく、京職付属の工房での儲

役によるものと考えられるが、平城宮出土木簡に「天平十八年九月四日 交易紙百□□〔廿張カ〕」と記すものがあり、紙の流通を背景とした調達も考えられる。『延喜式』図書寮諸司紙筆墨条には図書寮から各官司に分配される紙量をあげ、その総計は約11万張に及ぶ。それに対して、図書寮による年間の造紙数は2万張であった。図書寮には造紙手4人が置かれ（職員令6図書寮条）、造紙を担当した。その数の増減はあるが、基本的に奈良時代から図書寮の生産能力に大きな変化はなかったと考えられる。すなわち、中央の官司機構で必要な紙は当初より図書寮による造紙ではまかないきれなかった可能性が高い。また、いわゆる長屋王家木簡や正倉院文書には「造紙屋」「紙師」などの語が見え、大規模な写經事業と相俟って紙の生産・調達が求められた。

このような都城における紙の需要に対して、官営工房や貴族・寺院の家政機関による生産のみで対応できなかつたことは明らかであるが、それを喫緊の課題として律令政府があげた形跡はない。すなわち、安定的な地方からの紙の貢進や民間からの調達が背景にあったと考えられる。

それでは、地方における紙生産の様相はどうであったのか。特に出雲での状況を考えてみたい。

先述のように、賦役令1調絹絰条に調副物として紙の貢進が規定され、養老元年以降は中男作物として貢納が続けられた。『延喜式』主計寮調庸条には、出雲國の中男作物の一つに紙が見え、出雲国からの紙貢進が窺われる。おそらくは、奈良時代からの貢進も想定されよう。さらに、戸籍とその基本台帳である計帳・手實に必要な紙も現地調達を基本としており、貢納分と国内での需要に対応する紙の生産は出雲国で行われた可能性が高い。

地方における紙生産の様相を示唆する史料として、『類聚三代格』弘仁13年（822）閏9月20日太政官符がある。その趣旨は「免天下百姓徭、事不_レ得_レ已可_レ從_二公役_一者給_レ食」とあり、公民の徭役を免じるに際して、やむを得ず公役に従事する者の「給糧法」を定める。その中で「造_一國料紙_二丁」が見える。「國料紙」（国用の紙）を国府域で生産した徭丁とみられる。国の等級毎に人数が規定され、上國の出雲国には50人の徭丁を配することになっている。また、同じ官符には、「造紙丁二人」との項目がある。この項目の所属先には諸説あるが、「郡書生」以下の郡や郷に関わる人員の中で記載され、郡・郷レベルでの造紙に関わる徭丁とみられる。弘仁13年太政官符から、9世紀前半においては国府だけでなく、郡・郷レベルの施設においても紙生産が行われたことが窺われる。

このように、出雲国で紙生産が行われたこと、諸国での紙生産は国府だけでなく郡・郷レベルでも行われたことが明らかであるが、出雲国での紙生産を直接的に示唆する史料や出土遺物は認められない。一方で、出土遺物から、出雲国内における紙利用を窺うことができる。最後に、出雲国内での紙利用についてまとめたい。

出土遺物として紙の利用を窺うことができるのは、紙そのものの漆紙文書である。反古紙が漆工房に払い下げられ、漆保管のための蓋紙として再利用されたもので、出雲国では出雲国府と青木遺跡（出雲市東林木町）で出土している。出雲国府は文書行政の拠点として、造紙のための徭丁も配置され、漆紙文書の出土は必然性を伴う。一方、青木遺跡は出雲郡伊努郷もしくは美談郷に位置する遺跡で、当該地域の拠点的な施設が存在したと考えられる。同遺跡からは文書木簡も出土しており、紙の文書を伴う事務的行為を窺わせる。紙の供給先として、国府からの供給の可能性もあるが、同遺跡付近もしくは出雲郡内での紙の生産も考えることができよう。

また、紙そのものではないが、紙の存在を前提とした木簡（木製品）の出土も参考となる。それは封緘木簡と題箋軸である。封緘木簡とは、紙の文書を挟み運ぶことを目的とした木簡で、紐をかけるための切込みを両端に入れ、紐をかけた後に「封」字を記す。文字を記さない場合もあり、封緘状木製品などとも呼称される。その封緘木簡に類するものが、青木遺跡や三田谷I遺跡（出雲市上塩治町）で出土している（図1-1）。三田谷I遺跡は神門郡の郡家別院とされる遺跡で、「八野郷」「高岸」などと神戸川右岸の郷名を記した木簡も出土する。そのような木簡の廃棄も帳簿への転記を前提とし、封緘状木製品の事例とともに、同遺跡での紙の文書を伴う事務的行為を示唆する。また、題箋軸は巻物のインデックスとしての機能をもつ木簡であるが、青木遺跡や矢野遺跡〈第6次調査〉（出雲市矢野町）で出土している（図1-2・3）。矢野遺跡の事例は墨書きを確認できず、報文でも不明木製品とするが、その形状は題箋軸として問題ない⁽¹⁾。このように、青木遺跡・三田谷I遺跡・矢野遺跡といずれも郡家には相当しない遺跡から、紙の存在を前提とした木簡（木製品）が出土することは注目すべきである。紙あるいは木製品という性格上、断片的な資料に頼らざるを得ないが、出雲国においても国府周辺だけでなく、郡・郷レベルでも紙利用が展開した可能性を見て良いのではなかろうか。

本稿では知り得る限りでの木簡（木製品）を事例としてあげたが、それとは認識されずに不明木製品として処理さ

れたものも存在する可能性がある。今後も同様の事例の確認を進め、出雲国内での紙利用の実態を検討していくことが課題となろう。

註

(1) 矢野遺跡の題箋軸出土の遺構・SK-01は、中世土器・常滑焼が多く出土する。ただし、報文が指摘するように、古い遺構と重複する可能性があり、8世紀代の須恵器も出土する。その年代は不明であるが、古代～中世の所産としておきたい。

【参考文献】

- 今岡一三・平石充・松尾充晶 2006『青木遺跡Ⅱ』国道431号道路改築事業（東林木バイパス）に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書3、島根県教育委員会
 川上稔・松山智弘 1991『矢野遺跡第2地点発掘調査報告書』出雲健康公園整備プロジェクト事業に伴う、出雲市教育委員会
 鳥谷芳雄 2000『三田谷I遺跡 vol.3』斐伊川放水路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅸ、島根県教育委員会：建設省中国地方建設局
 橋本裕 1979「律令制下の紙の収取に関する二・三の問題」『梅光女学院大学論集』12、pp15-26.
 古尾谷知浩 2007『漆工房と漆紙文書・木簡の研究』平成16～18年度科学研究費補助金研究成果報告書

(高橋)

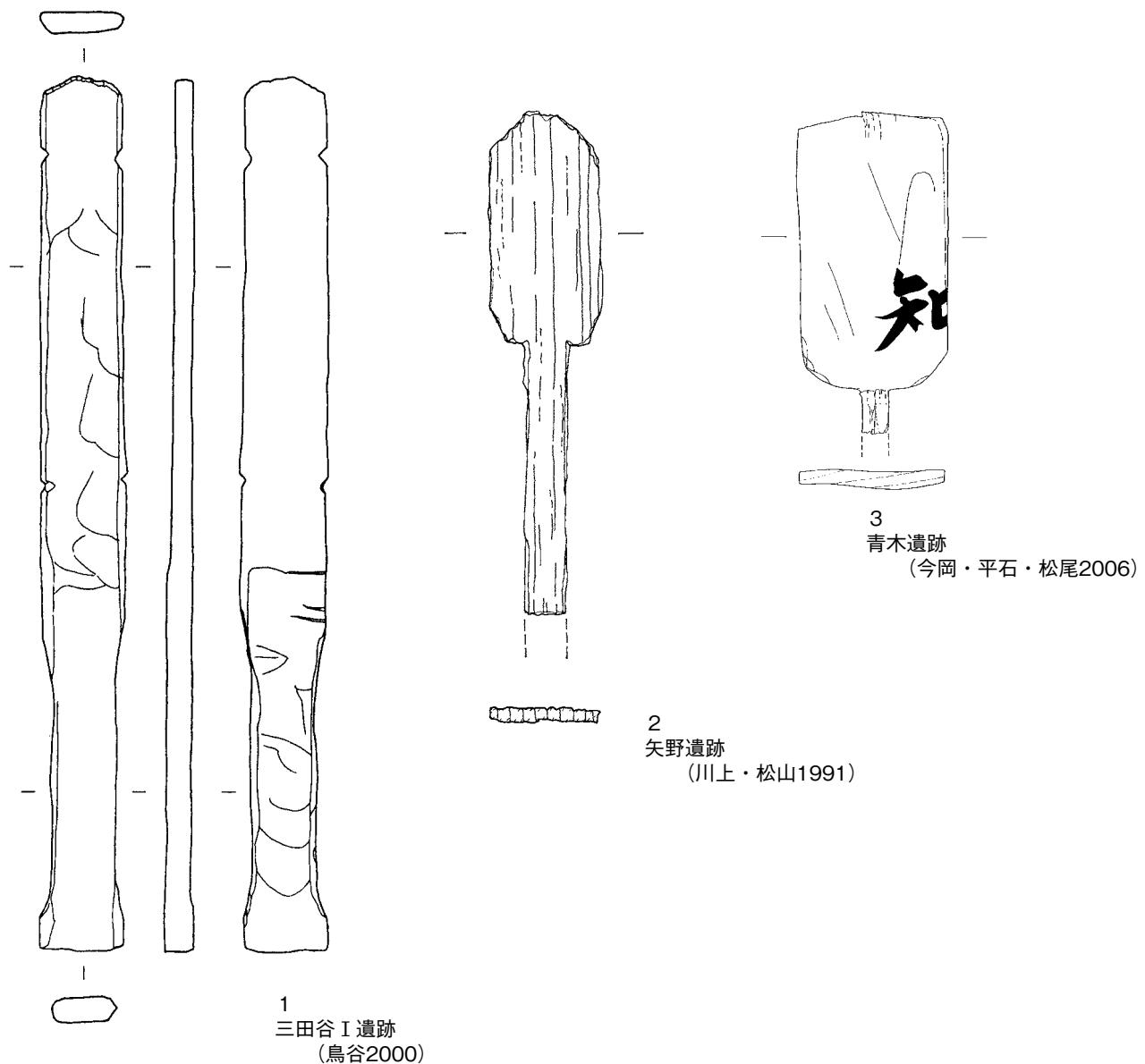


図1 紙に関わる木簡（木製品） S = 1 / 3

5. 紙漉き実験を踏まえて

今回、我々が行った紙漉き体験は、①ネリなし 溜漉き、②ネリなし 流し漉き、③ネリあり 溜漉き、④ネリあり 流し漉きの4種類を実際にやってみた。これによりネリなしでは、漉くことが難しいことが実感できた。また、和紙表面にできる「簾」の痕跡や向きについても理解を深めることができた。また漆紙文書に直接関係しないが、紙取りの問題や和紙の表面に現れる痕跡の意味も理解できた。

しかし今回の紙研究については、この分野の研究をされている専門家の指導で行ったわけではないので、不十分な点があると思う。それは正倉院文書の紙の第2次調査の報告でも指摘されるように、「溜め漉き」「流し漉き」の用語の定義も研究者によって微妙な差があり、紙の表と裏で繊維の配向が異なる場合があるが、今回、我々が行った調査は、マイクロスコープで両面の撮影を行っていないことなどに現れている。この点については、今後に期したいが、同様の調査方法で別の漆紙文書に対しても調査を行っていくことで、あらたな知見を得ることが出来るであろう。

(高屋)

6. おわりに～共同研究1年目を終えての感想～

今回の協同研究チームは4館4名集まった。皆がそれぞれの立場で1つのものを観る面白さがあった。

暴走しがちな私安部をサポートして(手綱でうまく引張って)いただき感謝している。また今回は始まりであり、これから続けることこそが大事なのだと思う。そして、貴重な漆紙文書の分析許可を頂き、大変嬉しく思い、結果を聞き、古代出雲国での「楮紙」があった・・・証拠に乏しいが・・・ことに感動した。

古代すでに日本にあった楮・雁皮などの原料を選別し、その結果雁皮繊維の粘着性より漉き方や抄法まで独自のものを完成させたのである。私は「紙の立場」に立ち、改めて日本の紙は素晴らしいと考える。その保存性と耐久性に加え美しさもある日本の紙は、古代より今に文化を伝え、生活の中で便利に使い、絶えることなく生産してきた。

出雲国の紙の歴史を解明するためにも、多くの紙に出会えることを願っている。

もう1点、今回皆で紙漉きを体験した。これこそが、研究者には必要なのではないかと感じた。紙も生き物で、数字にならない分量がたくさんある。技術も口では伝わらな

い。季節、気温、湿度、軟水の度合い、原料の育った環境・・・匙加減的なことがある。可能であればだが、作り手の立場に立つと見えてくる事がある。

ある造形作家の方と話していたときに、良いことを伺った。話題が古代出雲国の話となり、出雲は古代遺跡から驚く出土品もあり、どんな国だったのかと話していたとき、「物造りはね、造り続けていくうちに、どうすればうまくできるか、効率を上げれるかを考えて、作業が発達していく。机の上の計算だけでは出来ないんだよ。・・・出土品で想像と違うものが出でてきたときに、まったく違う発展・展開を考えていくことが、歴史を塗り替える事実にたどり着くことが出来る。考え方の柔軟性とか想像力だね。そのためにも物造りを体験するのはいいことだ。」うまく言えないが、みんなで紙漉き体験したことは、良い方向に向かうと感じている。

「溜め漉き」に対し今「流し漉き」という方法がある。

この漉き方で出来上がった紙は、表面の繊維が一定方向に流れ厚さも均等である。「溜め漉き」との大きな違いは、繊維の流れもあるが、作業効率が良いということが挙げられる。

よくTVでも見られると思うが、職人が漉き枠に水を何度もくみ上げて揺すっている光景がこの方法に当たる。

しかしこの流し漉きは、最初雁皮という少し粘着性がある繊維を使ったことにより生まれた技術である。雁皮の繊維の持つ粘着性は、簾から水が落ちるのを遅らせ、揺すりをかけ、繊維の方向や絡み、厚さも調節でき、さらに最後に残った紙料を滑らせるように前方に「ポン」と流し捨て(捨て水と言い、流し漉きの名の所以)、不純物やごみも一緒に流れ捨てられる。そのため表面は美しく整えられ、繊維の方向が一定方向に流れているので、湿紙と湿紙の間に何も挟まなくてもよく、漉き重ねた上から重石を載せて水分を出す。そして水分をある程度落とした後、一枚づつ剥ぎ、板に張り付け乾燥する。これは一石何鳥にもなる素晴らしい方法である。この雁皮の「粘質」が古代の紙を「和紙」に押し上げ、発展させたのである。

そして日本の紙は、平安時代、貴族により最高の発展を遂げた。天平を彩る紙文化である。

(安部)

共同研究「古代出雲における紙生産について～出雲国府跡出土漆紙文書の分析と紙漉体験を通じて～」

共同研究の体制

共同研究代表者：安部己図枝

(安部榮四郎記念館)

共同研究者：澤田正明

(古代出雲歴史博物館)

高橋 周

(出雲市立出雲弥生の森博物館)

高屋茂男

(八雲立つ風土記の丘)

共同研究の内容

出雲国府跡では古代の紙である漆紙文書が出土している。この紙の纖維、詳細な表面観察を行い、これまでの赤外線などによる分析で「文字」を読み取るだけでなく、纖維などの分析や表面観察による新たな研究視点を見出していくことを目的とする。

打ち合わせ、調査の記録

第1回

平成23年7月1日（金） AM 9:00～12:00

会場：安部榮四郎記念館

参加者：安部、澤田、高屋

内容：第1回目ということで、顔合わせ、今後の方針性などについて打ち合わせを行った。出雲国府跡出土の漆紙文書の一部を分析に出すことも検討。ただ、まずは出来ることから始めることとし、漆紙文書をじっくり観察し、纖維の向きなどが確認できるかを次回行うこととした。

第2回

平成23年7月11日（月） AM 9:00～12:00

会場：島根県埋蔵文化財調査センター

参加者：安部、澤田、高屋

内容：出雲国府跡出土の漆紙文書を実見し、纖維の向きなどについて肉眼で検討した。また顕微鏡でも観察した。国府跡出土の漆紙文書の中から分析に出せるものを今後選定することとする。現在出土している漆紙文書を画像による解析を目的として、マイクロスコープで顕微撮影し、今後共同研究者で共有して研究に役立てることとする。

第3回

平成23年7月14日（木）～29日（金）

会場：古代出雲歴史博物館

参加者：澤田

内容：古代出雲歴史博物館所蔵のマイクロスコープを使って、漆紙文書の顕微撮影を行った。

第4回

平成23年9月22日（木）

会場：島根県埋蔵文化財調査センター

参加者：安部、澤田、高橋、高屋

内容：分析に出す出雲国府跡の漆紙文書の断片の確認、マイクロスコープで撮影された画像の解析、検討。漆紙文書断片4点の記録を取り、マイクロスコープで撮影した後、分析に出すこととする。

第5回

平成24年1月16日（月）

会場：安部榮四郎記念館

参加者：安部、澤田、高屋

内容：高知県立紙産業技術センターへ分析に出した漆紙文書断片の結果について安部氏より報告。その後、工房で紙漉体験を行い、紙の製作方法について研修を行った。

第6回

平成24年2月23日（木）

会場：安部榮四郎記念館

参加者：安部、澤田、高橋、高屋

内容：原稿の執筆に向けて、章の立て方や分析結果の意見の確認などを行った。また紙漉体験の2回目を行った。

しまねミュージアム協議会規約

(名称)

第1条 本会は、しまねミュージアム協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、島根県内の人文系博物館、自然系博物館及びこれらに類する施設（以下「展示施設」という）が相互の連絡と協調を密にし、それぞれの特色ある活動を促進するとともに共同の力によってさらに広くかつ質の高い事業の展開を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次のような事業を行なう。

- (1) 展示施設共同によるPR等の情報発信
- (2) 展示施設共同の企画による展示事業等の実施
- (3) 展示施設の情報及び資料等の収集・紹介
- (4) 展示施設の管理運営に関する調査研究
- (5) 研修会・講演会の実施
- (6) 会誌その他の出版物の刊行
- (7) その他の必要な事業

(構成と会費)

第4条 本会の構成は、第2条の目的に賛同した展示施設及び関係者をもって構成する。

2 会員は次に定める会費を納めることとする。

年会費 3,000円

(役員と任期)

第5条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 6名以上10名以内
- (4) 監事 2名

(役員の選出)

第6条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 理事と監事は、総会において選出する。
- (2) 会長と副会長は、理事会において互選する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠ける、あるいは事故ある場合はその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、会務の運営にあたる。
- 4 監事は会計その他を監査する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(会議)

第9条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会は毎年一回開催し、本会の事業及び会計、役員の選任、規約の変更等の重要事項を決定する。
- (2) 総会は会員総数の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決定する。
- (3) 理事会は、必要に応じて会長が招集し、本会の運営について協議する。

(事務局)

第10条 本会の事務局を「財団法人島根県文化振興財団」に置く。

(事務局の職員)

第11条 本会に事務局長1名及び事務局員若干名を置き、任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 事務局長と事務局員は、会長が指名する。
- 3 事務局長は、事務を総括する。
- 4 事務局員は、事務局において本会の事務を担当する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費・寄付金及び事業収入、その他をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始り、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規約に定めるものの他、本会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は平成13年6月12日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第5条の規定にかかわらず、その任期は平成15年3月31日までとする。

平成 23 年度 加盟館一覧

番号	地 域	館 名	郵便番号	住 所
1	安来市	和鋼博物館	692-0011	安来市安来町 1058
2	安来市	清水寺宝蔵	692-0033	安来市清水町 528
3	安来市	足立美術館	692-0064	安来市古川町 320
4	安来市	安来市立歴史資料館	692-0402	安来市広瀬町町帳 752
5	安来市	加納美術館	692-0623	安来市広瀬町布部 345-27
6	松江市	出雲かんべの里	690-0033	松江市大庭町 1614
7	松江市	島根県立八雲立つ風土記の丘展示学習館	690-0033	松江市大庭町 456
8	松江市	八重垣神社収蔵庫	690-0035	松江市佐草町 227
9	松江市	島根県立美術館	690-0049	松江市袖師町 1-5
10	松江市	松江市立鹿島歴史民俗資料館	690-0803	松江市鹿島町名分 1355-4
11	松江市	小泉八雲記念館	690-0872	松江市奥谷町 322
12	松江市	田部美術館	690-0888	松江市北堀町 310-5
13	松江市	メテオプラザ 松江市美保関海の学苑ふるさと創生館	690-1311	松江市美保関町七類 3246-1
14	松江市	安部榮四郎記念館	690-2102	松江市八雲町東岩坂 1754
15	松江市	松江市八雲郷土文化保存伝習施設	690-2104	松江市八雲町熊野 799
16	松江市	島根大学ミュージアム	690-8504	松江市西川津町 1060
17	松江市	松江歴史館	690-0887	松江市殿町 279
18	松江市	出雲玉作資料館	699-0201	松江市玉湯町玉造 99-3
19	松江市	モニュメント・ミュージアム 来待ストーン	699-0404	松江市宍道町東来待 1574-1
20	出雲市	出雲市立平田本陣記念館	691-0001	出雲市平田町 515
21	出雲市	宍道湖自然館 ゴビウス	691-0076	出雲市園町沖ノ島 1659-5
22	出雲市	出雲科学館	693-0001	出雲市今市町 1900-2
23	出雲市	財団法人今岡美術館	693-0005	出雲市天神町 856
24	出雲市	出雲弥生の森博物館	693-0011	出雲市大津町 2760 番地
25	出雲市	出雲民芸館	693-0033	出雲市知井宮町 628
26	出雲市	島根県花ふれあい公園「しまね花の郷」	693-0037	出雲市西新町 2 丁目 1101-1
27	出雲市	出雲文化伝承館	693-0054	出雲市浜町 520
28	出雲市	スサノオ館	693-0502	出雲市佐田町原田 735-14
29	出雲市	出雲大社宝物殿	699-0701	出雲市大社町杵築東 195
30	出雲市	島根県立古代出雲歴史博物館	699-0701	出雲市大社町杵築東 99-4
31	出雲市	公益財団法人 手錢記念館	699-0751	出雲市大社町杵築西 2450-1
32	斐川町	荒神谷博物館	699-0503	出雲市斐川町神庭 873-8
33	斐川町	出雲キルト美術館	699-0642	出雲市斐川町福富 330
34	雲南市	永井 隆記念館	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋 199
35	雲南市	鉄の歴史博物館	690-2801	雲南市吉田町吉田 2533
36	雲南市	加茂岩倉遺跡ガイダンス	699-1115	雲南市加茂町岩倉 837-12
37	奥出雲町	財団法人奥出雲多根自然博物館	699-1434	仁多郡奥出雲町佐白 236-1
38	奥出雲町	財団法人可部屋集成館	699-1621	仁多郡奥出雲町上阿井 1655
39	奥出雲町	財団法人絲原記念館	699-1812	仁多郡奥出雲町大谷 856-18
40	奥出雲町	横田郷土資料館	699-1822	仁多郡奥出雲町下横田 474
41	飯南町	飯南町民俗資料館	690-3207	飯石郡飯南町頓原 2084-4
42	大田市	島根県立三瓶自然館(サヒメル)	694-0003	大田市三瓶町多根 1121-8
43	大田市	石見銀山世界遺産センター	694-0305	大田市大森町イ 1597-3
44	大田市	石見銀山資料館	694-0305	大田市大森町ハ 51-1
45	大田市	仁摩サンドミュージアム	699-2305	大田市仁摩町天河内 975
46	邑南町	邑南町郷土館	696-0224	邑智郡邑南町下龜谷 210
47	邑南町	瑞穂ハンザケ自然館	696-0224	邑智郡邑南町上龜谷 475
48	江津市	江津市郷土資料館	695-0011	江津市江津町 995
49	江津市	今井美術館	699-4226	江津市桜江町川戸 472-1
50	江津市	江津市水ふれあい公園水の国 MUSEUM 104°	699-4505	江津市桜江町坂本 2025
51	浜田市	歯の歴史資料館	697-0004	浜田市久代町 1-8
52	浜田市	しまね海洋館(アクアス)	697-0004	浜田市久代町 1117-2
53	浜田市	石見安達美術館	697-0004	浜田市久代町 1655-28
54	浜田市	浜田市世界こども美術館	697-0016	浜田市野原町 859-1
55	浜田市	浜田市浜田郷土資料館	697-0024	浜田市黒川町 3746-3
56	浜田市	浜田市金城歴史民俗資料館	697-0211	浜田市金城町波佐イ 438-1
57	浜田市	浜田市金城民俗資料館	697-0211	浜田市金城町波佐イ 426-1
58	浜田市	浜田市立石正美術館	699-3225	浜田市三隅町古市場 589
59	益田市	益田市立雪舟の郷記念館	698-0003	益田市乙吉町イ 1149
60	益田市	萬福寺雪舟庭園	698-0004	益田市東町 25-33
61	益田市	益田市立歴史民俗資料館	698-0005	益田市本町 6-8
62	益田市	医光禪寺	698-0011	益田市染羽町 4-29
63	益田市	島根県立石見美術館	698-0022	益田市有明町 5-15
64	津和野町	日原天文台	699-5207	鹿足郡津和野町枕瀬 806-1
65	津和野町	杜塾美術館	699-5604	鹿足郡津和野町森村イ 542
66	津和野町	葛飾北斎美術館	699-5605	鹿足郡津和野町後田口 254
67	津和野町	津和野町立安野光雅美術館	699-5605	鹿足郡津和野町後田イ 60-1
68	津和野町	森 鴎外記念館	699-5611	鹿足郡津和野町田イ 238
69	海士町	海士町後鳥羽院資料館	684-0403	隱岐郡海士町海士 1521-1
70	隱岐の島町	隱岐自然館	685-0013	隱岐郡隱岐の島町中町 (隱岐ポートプラザ 2F)
71	隱岐の島町	隱岐郷土館	685-0311	隱岐郡隱岐の島町郡 749-4
72	松江市	財団法人島根県文化振興財團	690-0887	松江市殿町 158
73	松江市	島根県古代文化センター	690-0887	松江市殿町 8 島根県庁南庁舎 1 階

しまねミュージアム協議会共同研究紀要投稿規定

I 趣旨

平成13年設立のしまねミュージアム協議会は、県下加盟館が相互に連携を深めるとともに、広範な情報交換や現状分析を行いながら歩んできた。しかし平成の大合併後の低迷や百年に一度と言われる世界的経済恐慌の中での施設運営は極めて困難な状況を呈している。

そのような現状の中にはあっても、加盟館に勤務する職員の間には共通の問題意識や研究テーマが潜在しており、それらを共同研究の形で取りまとめることは地域の活性化にも寄与するものと考えられる。そこでしまねミュージアム協議会では、共同研究紀要を発刊することとする。

II 投稿の対象

投稿の対象は以下の条件を満たしたものとする。

1. 研究テーマは、しまねミュージアム協議会の設立趣旨に沿うものであること
2. 研究テーマは未発表で、地域において発展性に期待がもてるものであること
3. それぞれの分野において、基本文献となるようなものをめざすこと
4. 研究テーマについては、2館以上の加盟館の連携による共通テーマとして設定されるものであること
5. 共同研究代表者は、しまねミュージアム協議会加盟館の職員であること
6. 共同研究者には、加盟館の職員が推薦した者を加えることが出来る

III 投稿の様式、紙数

1. 原稿の入稿はパソコンで入力したものに限る
 - ・横書きの場合 1頁 26字×44行の左右2段組み（1頁2288字）
 - ・縦書きの場合 1頁 42字×28行の上下2段組み（1頁2352字）
2. 各号の総頁数はおよそ40頁から80頁を想定しているため、他の採用論文との兼ね合いで、紙数を調整する場合があるが、30項程度を目安とする。
3. 原稿のレイアウトについては、共同研究者で調整の上入稿のこと

IV 原稿の採否について

1. 採否及び編集は編集委員会が決定する
2. 投稿については、7月上旬までに以下の別紙様式に記入の上、事務局まで申請のこと
また原稿の提出は1月31日とする
3. 採用は頁数の関係もあるが各年度、概ね1～3研究とする

V 原稿の投稿及び連絡先

〒690-0033 松江市大庭町456 島根県立八雲立つ風土記の丘内

しまねミュージアム協議会事務局 研究紀要編集委員会

TEL 0852(23)2485

FAX 0852(23)2429

**しまねミュージアム協議会
共同研究紀要 第2号**

発行：しまねミュージアム協議会
平成24年3月30日

Shimane Museum Association

